

平成20年度林野庁補助事業
違法伐採総合対策推進事業

平成20年度違法伐採総合対策推進事業

総括報告書

平成21年3月

社団法人全国木材組合連合会

目 次

はじめに

第1 章 概要	1
1. 違法伐採総合対策推進事業の概要.....	1
2. 平成20年度に実施した取組について.....	1
3. 取組の成果と報告書の構成.....	2
第2 章 協議会の開催	5
1. 違法伐採総合対策推進協議会、同証明方法検討部会、 ワーキンググループ(WG)の位置づけ.....	5
2. 違法伐採総合対策推進議会、ワーキンググループの概要.....	5
(1) 違法伐採総合対策推進協議会.....	5
(2) 合法性・持続可能性証明事例調査・システム検証事業WG	1 1
(3) 合法性・持続可能性証明システム普及事業WG	1 6
3. 違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会と提言書.....	2 3
第3 章 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業	3 1
1. 事業の目的と概要.....	3 1
2. 国内の諸制度に関する調査.....	3 1
3. ロシアイルクーツク州における現地調査.....	3 3
4. インドネシア、マレーシアにおける海外現地調査.....	3 5
5. 中国における合法性証明制度の実態調査.....	3 8
第4 章 合法性・持続可能性証明システム検証事業	4 0
1. 目的と概要.....	4 0
2. 認定事業体国内検証調査.....	4 0
(1) 合法木材供給事業者認定団体調査.....	4 0
(2) 合法木材供給事業体調査.....	4 2
3. 合法木材流通調査.....	4 4
(1) グリーン調達追跡調査.....	4 4
(2) 輸入材の合法証明調査.....	4 5
(3) 国産材原木の合法証明調査.....	4 6
4. 地方自治体（市町村）合法木材調達調査.....	4 7
第5 章 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業	4 9
1. 合法木材供給体制の概況.....	4 9
2. 需要・調達側への普及啓発.....	5 0

(1) 認定団体などと連携した普及活動の推進	5 0
(2) 商品フェアなどへの展示	5 1
(3) 合法木材ナビホームページを使った普及活動	5 4
(4) パンフレット等の作成・配布	5 8
(5) 需要者団体へのアンケートの実施	5 9
(6) 合法木材等普及推進シンポジウムの開催	6 1
3. 国内の供給者への普及啓発	6 2
(1) 合法木材等供給体制に関する研修	6 2
(2) 合法木材等普及推進顕彰の実施	6 4
(3) 合法木材ハンドブックの作成	6 8
4. G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議	6 9
資料編	7 3
平成20年度違法伐採総合対策推進事業関係報告書一覧	9 3

はじめに

この報告書は平成20年度違法伐採総合対策推進事業の全事業の成果概要を明らかにするものである。

本事業は、平成18年度から政府が合法性などが証明された木材・木材製品を優先的に購入することから、「木材関連業界団体による自主的取組の体制整備を支援する必要がある」との背景で、18年度から3年間の林野庁補助事業として実施しているところである。

平成20年度の事業は、過去2年間の成果の上に立って合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給をさらに推し進めるため、制度の信頼性の向上、合法木材製品の利用促進、また合法木材製品の供給・利用促進に貢献のあった団体の顕彰、関連情報の積極的な提供・普及などの課題に取り組んだ結果、全国に7,500余の合法木材認定団体、事業者が組織化され合法木材の供給体制が一段と整備され着実な成果を上げたと考えている。

今後、木材業界の取組みによる合法性の証明された木材が、多くの方々に理解を得て、円滑に利用・調達が進み、木材・木材製品の全てが「goho-wood」となることが課題となっており、本報告書が、今後のこれらの課題に対する、業界と消費者・調達者の連携した取組みの一助となることを期待している。

平成21年3月

社団法人全国木材組合連合会

会長 並木 瑛夫

第1章 概要

1. 違法伐採総合対策推進事業の概要

社団法人全国木材組合連合会（全木連）は平成18年度から林野庁補助事業「違法伐採総合対策推進事業」の実施主体として、違法伐採問題に取り組み、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給が可能になるよう体制の整備を図っている。

本事業は平成18年度から3か年間の事業であり、「関係者から構成される協議会を設置して、企業等による既存の取組事例の調査、各業界団体による自主的取組の実地検証を実施し、業界団体等への情報提供、指導・助言を行うとともに、供給側・需要側双方への普及・啓発活動を実施することにより、違法伐採対策の推進を図ること」とし、①協議会の設置、②合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業を実施する」¹ものである。

2. 平成20年度に実施した取組について

平成18年度は、業界内部へのガイドラインの普及と業界団体認定による合法木材製品供給体制の立ち上げ、2年目となる平成19年度は、「業界団体認定による供給システムの体制づくりが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓發を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ること」として取り組み、平成19年度末（平成20年3月10日現在）で、133の認定団体が6,980の合法木材供給事業体を認定し、全国にあまねく合法木材供給のネットワークが形成された。

事業第3年目の最終年となる平成20年度は、さらに、

- ① 需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつけるとともに、
 - ② それに応え、信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制づくりを一層進めることとする。また、G8北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられることから、
 - ③ 日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援することとする、
- として取り組んだ。

¹ 全木連「違法伐採総合対策推進事業の進め方について」（平成18年5月）

3. 取組の成果と報告書の構成

事業の概要と関連する報告書の構成は以下の通りである。

(1) 違法伐採総合対策推進協議会の開催と提言書の作成（第2章）

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とするため、木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等により設置されている違法伐採総合対策推進協議会は平成20年6月及び平成21年3月の2回開催され、また、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査及び合法性・持続可能性証明システム検証事業に関するワーキンググループ(WG)が2回、合法性・持続可能性証明システム普及事業に関するワーキンググループ(WG)が3回開催された。

協議会の下に合法性・持続可能性の証明方法のあり方（ガイドライン）について検討するため設置された証明方法検討部会では、最終年に当たり小委員会を設置して検討を進め、その結果に基づき平成21年3月には「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言」が作成された。

(2) 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業（第3章）

(国内事例調査)

森林認証制度の森林経営及びCoC認証制度及び各県で実施している地域材（県産材）認定制度、都道府県の調達制度などについて、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を実施した。

(海外事例調査)

海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行うこととし、ロシア、インドネシア、マレーシア、中国で調査を行うとともに、これらの結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、普及用の資料として編纂した。

(3) 合法性・持続可能性証明システム検証事業（第4章）

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、①認定事業体国内検証調査、②合法木材流通調査、③地方自治体合法木材調達調査を実施した。認定事業体国内検証調査では、合法木材供給事業者認定団体調査、合法木材供給事業体調査を実施した。また、合法木材流通調査では過去実施してきたグリーン調達追跡調査の他、輸入材と国産材原木を対象とした調

査を実施した。

(4) 合法性・持続可能性証明システム普及事業（第5章）

（信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制の推進）

合法木材供給事業者認定団体の責任者を対象に中央研修を実施（平成20年7月）、各認定団体は事業者研修を実施し「合法木材供給事業者研修テキスト」およびQ&Aを改定した。また、平成20年12月のエコプロダクツ展にあわせて、合法木材の供給、利用、普及推進に顕著な功績のあった事業者、認定団体などに表彰等を実施し（供給部門5社と利用部門1社に林野庁長官感謝状贈呈）活動をPRした。

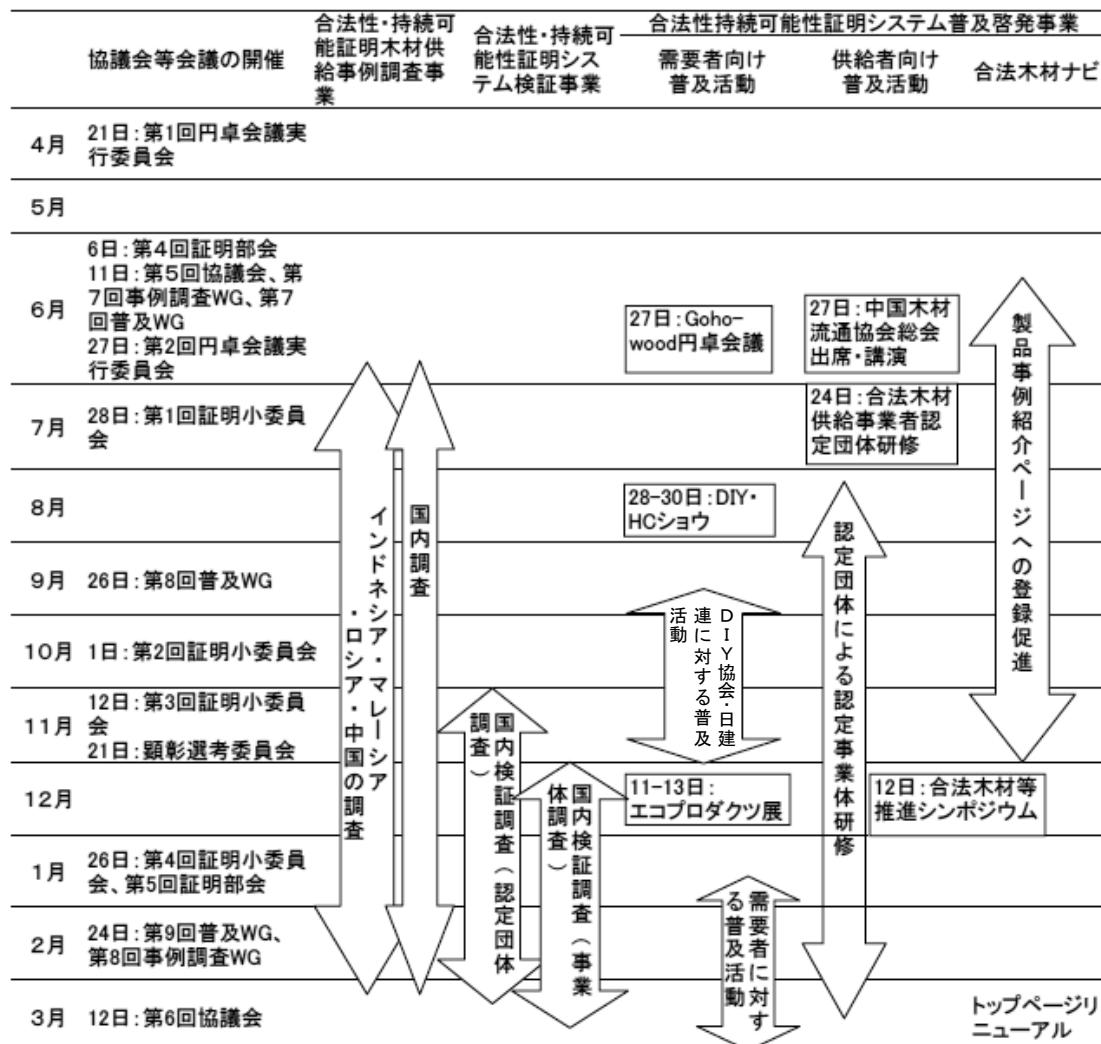
（合法木材の普及・利用推進）

認定団体（都道府県木（協）連など）の協力を得て、国等の機関、地方公共団体等への普及、建築関係者向けセミナーの開催などきめ細かな取組を展開した。また、（社）日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会（DIY協会）、（社）日本建設業団体連合会（日建連）のメンバーにアンケート調査を実施するなど、実需者側団体と連携をはかった。さらに一般消費者などにむけて、DIYホームセンターショウ、エコプロダクツ展では、「Goho-wood（日本発の合法性が証明された木材）の取組」と題してブース出展した他、平成20年12月に「合法木材等推進シンポジウム」を開催し、PRした。

（海外に対する情報発信等）

日本の取組を国際的な場に発信するため、地球環境国際議員連盟（グローブインターナショナル）の主要メンバーを招待し「G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議」を平成20年6月に東京で開催した。その中で海外の参加者から「日本がGoho-woodという取組で世界の先導役になっている」（同連盟モーレー会長）と評価された。また、中国木材流通協会年次大会（平成20年6月、広西チワン族自治区北海市）に参加して日本における取組みを説明した。

表1－1 平成20年度違法伐採総合対策推進事業の取組み



※協議会:違法伐採総合対策推進協議会

※証明部会:違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会

※証明小委員会:証明方法検討部会「今後の証明方法のあり方検討」小委員会

※普及WG:合法性・持続可能性証明システム普及WG(ワーキング・グループ)

※事例調査WG:合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証WG(ワーキング・グループ)

※顕彰選考委員会:合法木材等推進顕彰選考委員会

第2章 協議会の開催

1. 違法伐採総合対策推進協議会、同証明方法検討部会、ワーキンググループ（WG）の位置づけ

本事業を効果的に推進し、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の円滑な供給を可能とするため、業界団体による自主的取組のあり方等について情報交換・意見交換等を行い、各業界団体による自主的取組の実効性を高めることを目的として、社団法人全国木材組合連合会に設置された木材関係業界団体、学識経験者、環境NGO等からなる違法伐採総合対策推進協議会が設置されている。

協議会の下に、合法性・持続可能性の証明方法のあり方（ガイドライン）について検討する証明方法検討部会が設置されている。

また、合法性・持続可能性証明木材供給事例調査及び合法性・持続可能性証明システム検証事業に関するワーキンググループ（WG）と合法性・持続可能性証明システム普及事業に関するワーキンググループ（WG）が設置されている。

2. 違法伐採総合対策推進協議会、ワーキンググループの概要

（1）違法伐採総合対策推進協議会

■ 委員

浅野 宏	住宅生産団体連合会（専務理事）
	（平成20年12月から 佐々木 宏氏に交代）
阿南 久	全国消費者団体連絡会（事務局長）
荒谷明日兒	林業経済研究所（所長）
石島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）
大熊 幹章	東京大学（名誉教授）
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
岡崎 時春	FoE Japan（副代表理事）
尾蘭 春雄	全国木材組合連合会（副会長）
上河 潔	日本製紙連合会（常務理事）
木本 健二	日本建設業団体連合会（常務理事）
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク（事務局長代行）
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科（教授）
橋本 久幸	日本家具工業連合会（専務理事）

■ オブザーバー

【団体】

グリーンピース・ジャパン、全国中小建築工事業団体連合会、全国素材生産業協同組合連合会、全国天然木化粧合板工業協同組合連合会、全日本木材市場連盟、WWF ジャパン、地球・人間環境フォーラム、日本合板工業組合連合会、日本集成材工業協同組合、日本ドウ・イット・ユアセルフ協会、日本木造住宅産業協会、日本林業協会、日本林業経営者協会、日本林業同友会

【関係省庁】

林野庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

■ 会議の概要

第5回違法伐採総合対策推進協議会

1. 日時：2008（平成20）年6月11日（水）10:30～12:00

2. 場所：ユナイテッドオフィス A会議室

3. 議事：

①平成19年度違法伐採総合対策推進事業の概要について

事務局より、資料（平成19年度事業総括報告書）にもとづき平成19年度の実施結果について説明があった。

＜主な意見と質疑＞

○総合報告書には合法性の証明された割合が極めて少ないが、それはすなわち非合法のものが回っているということか。

→合法証明木材供給システムの整備が始まったばかりの時期（平成18年度前半）の実績なので合法性証明の割合が少なくなっている。

→この時期は、合法証明書の付いた丸太を供給できる体制が整っていなかった。ただ、証明書がないことであって非合法であるということではない。

→外材については証明システムに沿った方法で確認が取れなかつたため証明書を出していないということであり、証明されていないからといってそれらがすべて法律に違反したものであるということではない。

○今のように説明されればわかるが、いきなりこの数字を見ただけではその辺の事情はわからない。これらのこともきちんと公開して説明する必要がある。

○今後の課題はいかにして合法証明木材の流通割合を100%に近づけていくかということ。

②平成 20 年度の違法伐採総合対策推進事業の進め方について

事務局より、資料にもとづき平成 20 年度の証明木材供給事例調査、システム検証事業、証明システム普及事業の実施計画についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- ブラジルやミャンマーなど今までこの事業であまり取り上げられてこなかった国からの木材をどのように取り扱うのか、という問題がある。現地に問い合わせてもなかなか回答がもらえず輸入業者も困っている。量は少なくとも取引のある国に一つ一つ対応していくのは民間ベースでは困難である。第 3 国を経由して日本に入ってくる木材の合法証明をどのようにするのか、生産国だけでなく加工、経由する国での証明をどのようにしていくのか検討する必要もある。
- 輸入木材についてはトレーサビリティの仕組みがないとどこまでチェックできているのかわからない。輸入業者がはっきり事情を説明できないと、買う側もどのように判断してよいのかわからない。
- 輸入業者としては、書類でチェックすることになるが、国によっては日本の業者が直接自分たちで現地に行って確認しているケースもある。伐採時点の合法性が証明できないと、その後の合法証明も出せない。証明書の付いた木材の割合が少ないのでその辺の事情もある。
- 途上国においては、その国のガバナンスがうまく機能していないため、たとえ公的な証明書が付いていてもその証明書自体に問題があることもあって、そうなると我々ではどうしようもない。こうした国の中の事情にもっと踏み込んで対策がとれないか。森林認証制度のような第三者機関が関与しその国の合法性・持続可能性の確保についてのモニタリングを行うことも考えられる。日本の今の仕組みは業界の自主的な証明であるが、外国では自主的な取り組みを悪用して偽装する例もある。
- 供給側だけでなく、消費者にも合法木材を使うメリットを PR し、インセンティブを持ってもらうことを考える必要がある。

③木材・木材製品の合法性等の証明方法の今後のあり方の検討について

事務局より、資料にもとづき証明方法の検討について今後の進め方の説明があった。

<主な意見と質疑>

- 林野庁のガイドラインの見直し、改訂も含め検討して欲しい。
- 2 つの WG での結果と証明方法の検討について関連付けを検討してこなかった。証明方法の検討にあたっては、今までの、調査・普及 WG での結果を検討材料として活用し、それぞれの事業での成果を有機的に結び付けて欲しい。
- ガイドラインを改訂するなら、現在のシステムに則って合法木材を供給して

いる事業者に混乱を与えないよう十分に配慮して欲しい。

④G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議開催について

事務局より、資料にもとづき概要説明があった。

<主な質疑>

○業界側の招待者はどのような経緯で選ばれたのか？

→円卓会議の実行委員会で検討し、4つの分野（国産材、住宅、家具、輸入材）から代表的な企業を選んだ。

⑤その他

事務局より、参考資料（違法伐採総合対策推進協議会関連委員会一覧）について説明があった。

第6回違法伐採総合対策推進協議会

1. 日時：2009（平成21）年3月12日（木）10:00～12:00

2. 場所：虎ノ門パストラル 新館4階「プリムローズ」

3. 議事：

①平成20年度違法伐採総合対策推進事業の概要について

事務局より資料にもとづき今年度の下記の各事業について実施結果概要の説明を行った。

- ・合法木材・木製品の取扱実績と合法木材事業者認定団体数及び認定事業者数
- ・事例調査事業
- ・システム検証事業
- ・システム普及事業

<主な意見と質疑>

○海外調査についてはどの調査も貴重な資料となっているが、特にロシアの調査について現実にどのくらいの違法伐採が行われているのか、お聞きしたい。

→（事務局）過去にいくつもの調査結果が出ているが、3年前の全米林産物製紙協会の調査結果によれば、40～50%が違法伐採となっている。

○木材の価格が低迷し国産材を扱う業者は大変厳しい状況になっている。需要量の80%を扱う輸入材の業者を大切にするばかりでなく、国産材を扱う20%の業者についても大切にして欲しい。

○外材の輸入は、2年間で35%減少し、売上高も35%減少している。輸入業者も瀕死の状況である。ロシア材はもっとひどい状況で60%以上減少し

ているところである。国産材のみでは需要に対処するには心許ないので、国産材・外材合わせて対応する必要があると考えている。また、国産材も供給が減少しており、これは木材の利用が減少していることにはかならない。外材イコール悪とならないようにしてほしい。

○合法木材の供給量の中には、チップ、紙、家具、内装材関係は入っているのか

→ (事務局) 紙は対象外であるがチップは入っている。またフローリング材等も調査しているが、今後は様式を改良する等検討してみたい。

○海外の調査については、調査結果の報告のみではなく、提言の形でまとめないのか

→ (事務局) 調査結果は重要なものであり、単なる印刷のみではもったいないことから、3年間の調査をまとめてマニュアル的なものにしてほしいと調査者に伝えている。また、結果については合法ナビを活用すること等も考えているが、協議会の提言としては難しい。

○林野庁から提言を示せとなっていないのか。

→ (事務局) そのようになつてないので調査結果が活用できる形で公表していくのが責務だと考えている。

○グリーン購入法について確認したいが、国や公共機関で購入に当たり条件を付けているのはどのくらいの結果となっているのか。

→ (事務局) 国は100%やっていると公式には言わざるを得ないが、調達窓口の担当者が転勤すれば合法木材を知らない人が担当になるなど難しい問題もあるが、かなり浸透してきた感じがする。あえて言えば50%ぐらいかと思っている。

○この点について、環境省では把握していないか

→ (環境省) 毎年実績を調査しており、現在集計中である。毎年少しづつではあるが上がっている状況にある。

○前年の結果はどのくらいか

→ (環境省) 資料が無いので、別の場で報告したい。

②木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言について

証明方法検討部会「今後の証明方法のあり方検討」小委員会の柿澤座長から、この提言については部会からではなく協議会の名で提言することにしたいとの説明があり、具体的な内容について説明があった。

<主な意見と質疑>

○提言の位置づけと協議会の提言とすることについて、誰に対して提言するのか、内容を見れば課題がまとめてあるようなものになっているが。

- （事務局）誰に提言するのかについては、「はじめに」の中で、ガイドラインを作成した林野庁とこれに参加した団体に向けてと明記しているところである。
- この提言の取り纏めに当たっては、小委員会の1メンバーとして検討会に参加したものであり、提言は協議会全体のものがありその一部にこの提言が入るものと考えていた。この内容で協議会全体の提言として内容がカバーされているのか皆さんのお聞きし、これ以外の項目は無いということの意思統一が必要である。
- （事務局）この提言は、平成18年に部会を設けて論議を重ねてきており、海外調査の結果もふまえてドラフトのようにまとめていただいたものと思っている。
- 誰に提言するのかの疑問について腑に落ちないが、今後違法伐採対策を進めていくためのステップとして役立てると思えばよいのか。3年間取り組んできた違法伐採対策として何か残しておきたいという結果だと思うが・・・
- これでは少し内容が狭い感じがする。違法伐採問題は、中国・ロシア等の違法伐採を制限するために始まっており、リスクの高い材の扱いについての文言を「はじめ」か「おわり」に入れてほしい。たとえば、「リスクの高い国の証明には注意をしよう」との文言を。
- 協議会の提言としては少し弱い感じがするが、違法伐採の撲滅はその国の法律の整備によるものであり直接言及するのは難しいが、違法の恐れのある材木は購入しない事が重要である。民間のみでは対応出来ないので今後とも国に対して、たとえば2国間協議等をしっかりやってほしい旨の文言を追加してはどうか。
- （事務局）ガイドラインを林野庁で作成して、途中で修正しながら、ということでこの提言の作成が行われてきた。現在のタイトルは「証明方法」となっており、内容を広めたいとするならタイトルも違ってくるがどうでしょうか
- この提言は、ガイドラインをどうするか、ガイドラインを定着させるにはどうするかということを林野庁に対してまとめて貰ったと理解している。全体の提言としてはシンポジウム等の中でその都度メッセージを発出してもらっており、これはガイドライン及びその運用の提言と思っている。
- 事例調査の検証について、これが一番大きな成果であると思っているが、この内容が十分伝わっているか疑問である。現状認識が調査に基づいた部分だと思うので、提言の中にその該当する報告書が解るようにまとめたらどうか。

○円卓会議も開催しておりそれらも入れたらどうか、前段に違法伐採に対する考え方を入れたらどうか、G 8 の取り組みが全く記されていないのでこの部分をまとめて前文または参考に入れたらどうか。

→ (事務局) これらの意見について検討してみたい。

座長 皆さんが出された意見の精神が入るようにとりまとめることで、座長におまかせいただけないか

○はじめか終わりに入れるとのことだが、4の中に「輸入材の合法証明～」だけでなく、「リスクの高い輸入材の～」と突っ込んだ書き方をしてほしい。

→ (事務局) 他国のことであり、難しい面もあるが・・・

座長 これらの意見も入れて私どもで手を入れることで了解をいただきたい。

○ 了解する

③平成 21 年度合法性等の証明された木材の普及促進事業の概要（林野庁予算）について

林野庁から、資料にもとづき説明があった。

（2）合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業 WG

■ 委員

荒谷明日兒	林業経済研究所（所長）：座長
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）
桑山 公一	全国森林組合連合会（林政・組織部長）
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク（事務局長代行）
藤間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
橋本 務太	WWF ジャパン（森林担当）
渡辺 光一	日本製紙連合会（林材部長）

■ 会議の概要

第 7 回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業 WG

1. 日時：2008（平成 20）年 6 月 11 日（水）13：30～15：10

2. 場所：ユナイテッドオフィス A 会議室

3. 議事概要：

①平成 19 年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、合法性・持続可

能性証明木材供給システム検証事業および第5回違法伐採総合対策推進協議会の結果について

事務局から資料にもとづき平成19年度の実施結果のなかで、事例調査およびシステム検証事業について説明があった。また、資料にもとづき事例調査とシステム検証事業について、今年度の進め方の説明があった。

<主な意見と質疑>

- ブラジル、ミャンマーなど少量でも日本が木材を輸入している国の事情を文献調査でも良いので調べて公表して欲しい。そういう国から輸入している企業は小さなところが多いので自分たちでは情報を得にくいという指摘もあった。
- そのような国から入ってくる木材は、希少なものが多く、そのような木材は伐採してから最終消費者に渡るまで長期間保管されることが多く、そういう意味でも流通経路を正確にトレースしにくく、大量に輸入されすぐに使用される木材とは事情が異なる。

②平成20年度の違法伐採総合対策事業の進め方について

事務局から資料にもとづき平成20年度の証明木材供給事例調査の実施計画案についての説明があった。

<主な意見と質疑>

- 国内調査については、地方自治体が以前から取り組んでいる県産材認証等と合法性証明とのリンクをどうやってやっているのか、今後どのように両者をつなげていくのかの視点も必要。
- 県産材認証で、原産地の合法性の証明にも使えるのは多くはない。県産材認証と合法性の証明がリンクしていない場合、合法性証明は伐採時点の合法性の証明が重要となっているが、県産材認証の中には伐採時点の合法性に触れていないところもある。
- リンクしていないなら、リンクできる糸口を見つけるという視点からの調査をして欲しい。
- 海外の事例調査では、今後調査をしていく過程で不都合な事例が見つかった場合、どのような取り扱いをするか対応策を決めておく必要があるのではないか。追跡システムの弱点について違法材をもぐりこませている事例が見つかった場合は、それを公表する段階に来ているのではないか。システム自体の問題点を指摘することとは別に、個別の問題のある事例の取り扱いをどうするか決めておいたほうが良い。
- 今年度の調査は、製品ごとの流通過程でのチェック方法と、それぞれの中に存在する問題点について洗い出したほうが良い。丸太、合板、といった個別の製品についてみていくと具体的な問題点がクローズアップされる。

- 買う人にとっては、証明システムの良し悪しではなく、悪いものは買いたくないので、良さそうだと判断できるやり方を知りたい。
- システム自体の良し悪しを判断すると、その国の木材全体、ひいては木材の使用そのものを減らそうという動きになりかねない。製品ごとに丹念に調べていけば、買うほうもターゲットを絞りやすくなる。
- 予算上の制約もあるだろうが、平成18年度にIGESが実施した、各国の森林関連法規に関する調査をそのときにやらなかつた国についても実施したほうが良い。
- 今までこの事業で我々が実施してきた調査の結果が、実際のビジネスにどのように役立ったのか。ビジネスをする人に役立つ情報となるような形で、業界の共通の知識となるよう提供していく努力が必要である。実施要領案には「普及活動との連携」とあるが、特に海外の情報、判断材料となる知識をセミナーなどを通して知ってもらうことが必要。

③平成20年度合法性・持続可能性証明システム検証事業の進め方について 事務局から資料にもとづき同事業の進め方について説明があった。

＜主な意見と質疑＞

- 需要がないから流通しないという話もあるが、全体でどれくらいの需要がある、それがどの程度増えているのかといった動きがわかると良い。
- 事務局：平成19年度のアンケート調査で需要の有無を聞いたところ、家具材で3分の1、建築材で5分の1程度という結果であった。現在では、調達が義務となっているのは国等の機関に限られるので量的な面から見るとまだ需要は少ない。需要もないのにわざわざ用意する必要もないというのは業者としては当たり前とも言える。
- 全国を調査対象にして調べるよりは、代表的な県を2～3選んでそこで詳細な調査をしたほうが情報収集、分析、検討が効率的にできるのではないか。
- 木材を取り扱うのは、木材関連の業者だけとは限らない。別の業界の事業者が商売の一部として木材を取り扱うことも多い。こういった業者は合法木材供給事業者の認定事業者となっていないので、これらの業者の手を経た木材製品はそこで合法性証明のチェーンが途切れてしまうことになる。これがこの証明システムの難しいところでもある。
- 海外でも同様の事情がある。そこをどうやって扱っていくかを明確にしておかないと、需要が増えたときに供給側がそれに対応できなくなってしまう。合法木材供給事例調査や証明システム検証国内調査を実施するに当たっては、今後のシステムの使い方も含めて検討していく必要がある。
- 合法木材供給事例調査と証明システム検証調査の両方に地方自治体を対象と

した調査が計画されているが、2つの調査が重複しないようにする必要がある。

第8回合法性・持続可能性証明木材供給事例調査・システム検証事業 WG

1. 日時：2009（平成21）2月24日（火）13:00～15:50

2. 場所：虎ノ門パストラル 新館3階「りんどう」

3. 議事概要

①合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業のとりまとめの方向について
調査事業担当者から、資料に基づきそれぞれ下記の調査の取りまとめ方向についての報告があった。

(i) ロシア・イルクーツク調査報告 (FoE Japan)

手段：現状分析、ヒアリング、アンケート

内容：違法伐採対策の現状分析、森林認証を有する林産業者訪問、州内の現場の状況ヒアリング、視察

結果：日本側への期待が高い。現状まったく日本側からの認証材需要、団体認定のフォローアップがない。現地で本年秋に開催予定の森林利用フォーラムにこちらから参加して説明することも意義がある。

＜主な意見と質疑＞

○FSC認証が著しく拡大しており、認証を取得したロシア側企業は、日本のバイヤーに非常に期待しているのでもっと積極的に取り組んでほしい。「認証を取得してコストをかけて認証材製品を出荷しても高くは買ってくれない。」とのぼやきも聞かれた。

○CoC認証をもっていない業者は認証材を扱わない現状やロシア側が認証材として売らないという現状もある。今後こうした課題をクリアしていく必要はある。

(ii) インドネシア、マレーシア調査報告 (地球・人間環境フォーラム)

調査手法やまとめ方は、ロシア調査と整合させた形式にする予定。現地調査が終わったばかりなので、とりいそぎ所感報告とする。

ヒアリング所感（インドネシア）：生き残り、差別化を目的に FSC (FM) 認証へ向けた動きが見られる。段階的に RIL, VLO からスタートし、ゆくゆくは FSC 取得を目指す。すでに認証の有無で大きな差が企業間にみられる。認証に向けた一連の動きが欧州対策なのか、日本対策なのかはよくわからなかったが、実際認証材は欧州・中国へ価格プレミア付きで流れている。

ヒアリング所感（マレーシア）：7～8割は日本市場向け。MTCC 認証の FM は 2 件あるが、1 件は認証材供給を行っていない。合法性については STIDC のシステムで自信を持って供給できる体制。「持続可能性」を「植林地拡大」と認識

しており、天然林の保護についての意識は低い。サバ・サラワクの木材は多くが日本向けなので日本からのアプローチは重要だし影響も大きい。

提言：特にマレーシアでは社会面での合法性に課題あり。

＜主な意見と質疑＞

○社会面での課題については、日本側からは手の施しようがないと思う。

○そうは言ってもマーケット側からのプレッシャーは大事だと思う。第一歩として MTCC 材をまず要求していくなど、サラワクの森林へ与えうる影響力を日本側はもっと認識するべき。

○日本の合法材のガイドラインでは、伐採に係る法令遵守のみを求めているが、VPA は社会面の規定もあるので、サラワクは VPA に対して難色を示しているということなのだろうか。

○先住民の権利など、係争中の問題に関して、正確な判断材料を持たない他国が干渉することは危険で困難。マレーシア側の対応に期待するべき。

(iii) 中国調査（木材利用推進中央協議会）

章立ては、中国森林認証体系（中国独自の認証）の展開、FSC, PEFC, FIPC（国外認証）の発展、生産、加工、流通段階の事例調査、木材需給動向、国際金融危機の影響と動向、日本の違法伐採システムの PR 活動実施の報告。

＜主な意見と質疑＞

○中国の森林認証というのは、国が管理する認証というしくみになっている。

既存の国際的な認証（FSC, PEFC）を中国国内ではどう位置づけているのか。

→北京に FSC も PEFC もそれぞれオフィスを持っているものの、ずっと中国の国の機関と協働で活動している。

○FSC 材が中国から入ってくる可能性はあるということだが、実績はあるのか？

→IKEA が積極的に認証材の取引をしている。日本企業については認知しているものはない。FIPC のみ。

○中国内の事情を体系的に調査した報告はほとんどない。調査をしていく過程で蓄積された中国とのネットワークのチャネルを、いくつか可能性の段階のものも含めて、まとめていただきたい。

→森林の所有形態が改革により、ロシアのように錯綜していて、なかなか証明書となる文書の信頼性の確認をするのが難しい。

(iv) 国内調査（全国木材検査・研究協会）

手法：現地調査。認証・合法材取扱実績について事例を収集。県産材認証制度等については県木協連にアンケート。

傾向：輸入原料依存度の高さにより、FSC/PEFC 取得と SGEC 取得とが二極化。SGEC

では1つのサプライチェーンがグループで認証を取得する傾向が増えてきている。

課題：森林、加工工場、住宅建築までの合法材流通のしくみは整ってきているが、一般消費者及び、建築業者がまだしくみに参加しきれていないところがある。今後、これらのセクターに対してPRしていくのが重要。

＜主な意見と質疑＞

○現状の企業側の体制では、顧客から要請がない上で、合法材を扱うとなると、社内や顧客とのやりとり・確認作業などで非常に手間と時間がかかる。こういった組織システムの現状も変えていかないといけないとは思うが、川下からの需要があるとないとでは今の時点では全然違う。

○県産材認証のほうが早くから始まっていることもあり、また県によっては県産材利用に対する優遇措置もとられていることから、業者の本気度が違う。

②平成20年度合法性・持続可能性証明システム検証事業の実施状況について
事務局より、資料をもとに検証事業実施状況についての説明があった。

③証明方法検討部会の検討結果について

事務局より、「今後の証明方法のあり方検討」小委員会の設置と経緯の概要説明。参考資料として配布した提言案への意見の協力を要請（提言案の取扱には注意）し、内容の説明がされた。

＜主な意見と質疑＞

○基本的なことを聞くが、これはどこに対する提言なのか。

→行政に向けた提言という位置づけである。

○本提言案は今後具体的な議論の必要な課題をメモ的な形で提言したもので、その課題に対する具体的な解決案までは触れていないが、調査事業の結果の中からいくつかアイディアとして反映できるように思う。補足資料として、そのあたりの情報も示唆した上で、提言に含めるといいのでは。

④その他

林野庁より、来年度からの事業予算申請の状況、資料「合法性等の証明された木材の普及促進事業の概要」の説明があった。

（3）合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

■ 委員

荒谷明日兒 林業経済研究所（所長）：座長

大石 美奈子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
桑山 公一	全国森林組合連合会（林政・組織部長）
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム (フェアウッド・キャンペーン担当)
中川 敏	日本木造住宅産業協会（資材・流通部長）
中澤 健一	FoE Japan（森林担当）
野村 義清	日本建設業団体連合会（グリーン調達促進 WG 委員）
橋本 久幸	日本家具工業連合会（専務理事）
渡辺 光一	日本製紙連合会（林材部長）

■ 会議の概要

第7回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG

1. 日時：2008（平成 20）年 6 月 11 日（水）15：20～16：45
2. 場所：ユナイテッドオフィス A 会議室
3. 議事概要：

①平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業及び第 5 回違法伐採総合対策推進協議会の結果について

事務局から資料にもとづき平成 19 年度の実施結果のなかで、証明システム普及・啓発事業について説明があった。また、資料にもとづき証明システム普及事業について、今年度の進め方の説明があった。

②平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について

事務局から資料にもとづき平成 20 年度の普及事業の実施計画案についての説明があった。特に、本年 6 月 27 日に実施する「G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議」の開催概要と、6 月下旬に中国の木材流通協会の全国大会で全木連から担当者を派遣して、会場で日本の合法木材証明システムについての講演を実施することが紹介された。

＜主な意見、質疑＞

○この事業の普及活動の対象としての国等の調達機関に対して、パンフレットやポスターの配布以外にどのような普及活動を実施したのか。

→事務局：調達に関するアンケート調査を検証調査事業の中で行った。アンケート調査に対する回答や問い合わせなど反響が多かったことを考えるとアンケートを実施することで、調達機関の担当者のこの問題に対する認知度が上がったものと思われる。

○普及のはじめの核となるアクターとしての国等の調達機関に対して影響を与

えるために、もっと踏み込んで普及活動を進めていく必要がある。

○木材業界から見れば、調達担当者はお客様の立場である。あまり強く言うと、証明書等が必要でない他の資材に切り替えてしまうことにもなり、木材 자체の利用を減らしてしまう恐れもある。

○林野庁で実施している他の補助事業について、そこで使われる木材は合法性が証明された木材であること、という条件を補助対象の要件とするなどして普及促進に努めていただきたい。

○過去 2 回の国際セミナーと今回実施する円卓会議では開催の時期がだいぶ異なるが、サミットに合わせるという意味でこの時期になったのか。

→事務局：7 月の洞爺湖サミットに合わせた行事として実施するもの。また、GLOBE INTERNATIONAL（地球環境国際議員連盟）の会合が円卓会議の翌日から開催され、会場も同じところを使用するので、前回の国際セミナーのように多くの人に来てもらったり展示ブースを作ることはできない。

○事例調査 WG の調査結果の普及は、この事業に入るのか。

→事務局：既存の大きな展示会（エコプロダクツ展など）に出展する形でそこでミニセミナーをやったり、フェアウッド・キャンペーンが行うセミナーにも協力をお願いする形で実施していきたいと考えている。

○買ってもらう人を増やすためにも、一般の人にも普及をしていく必要がある。現在でも合法木材ナビには消費者向けとしての情報が掲載されているが、内容が難しすぎて一般の人にはわからないのではないか。

○確実な購買者だけでなく、将来の利用者、本来の意味での一般の人たちの関心をどのように喚起していくのかが重要となる。そういう人たちが実際に行動を起こすときに役立つ情報源となる必要がある。

○一般の人が木材製品を目にする場所といえば、まず町のホームセンターが考えられる。そういうところに行って見回しても、今は国産材という表示すらないところも多い。そうしたところに表示してもらうよう働きかけることも必要。

○現時点では、合法木材推進マークは木材製品には表示できることになっているが、福井県の県森連では実際に合法木材マークをつくって独自に製品に表示して販売している。

○独自のマークを作つて自分たちの責任において表示するならかまわないが、この制度の中で全木連が制定した推進マークを製品につけてその合法性を全木連が責任を持つということはできない。

○紙製品について言えば、製品の種類も多く事務手続きも膨大なものになるので、現時点では自ら合法製品のマークをつけて販売することには慎重である。

○現行のシステムの中で、誰が責任を持って表示していくのかは、議論して明確にする必要がある。

- 書類で製品の合法性を確認できるが、製品そのものにマークがついていれば買うほうはわかりやすい。建築業界では、コンパネはいろいろな種類があって買うときにすべての製品の合法性を書類でチェックすることは難しい。JAS規格のマークのように合法マークはそれをつけた人が責任を持つということであれば、マークがついていたほうが良い。
- その製品が本当に合法性が確保されているのかの区別が難しいという特性が合法証明にはある。品質と合法性を同列で考えることはできない。
- 品質をあらわす JAS マークと合法性をあらわす合法マークは性質が違う。
- 非合法なものを排除する手段としては、マークをつけることはベストではなくてもベターな方法ではないか。
- 合法マークをつけると、森林が守られるということには必ずしもつながらない。持続可能な森林ということを念頭に置かないといけない。合法なら森林が必ず守られるかというと、そう簡単に言えないと思う。
- マークがついていれば環境にいいと考えてしまう消費者も多い。このマークがついていれば、どこから来た木材なのかトレースできるということがはっきりしていればいいのではないか。マークの意味をはっきりする必要がある。

③その他

事務局から 6 月 27 日の Goho-wood 円卓会議について説明があり、「この委員会の委員の方にもご案内をお送りしているところ。ぜひご参加いただきたい。」との話しがあった。

第 8 回合法性・持続可能性証明システム普及事業 WG

1. 日時：2008（平成 20）年 9 月 26 日（金）13：30～15：25

2. 場所：(社) 全国木材組合連合会会議室

3. 議事要旨：

①平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の推進概要

事務局より、資料にもとづき今年度の普及事業の概要説明があった。

＜主な意見と質疑＞

○DIY ショウにも出展したとあるが、一般の消費者の中での合法木材の認知度はどれくらいなのか。アンケート等を実施していれば教えて欲しい。

→アンケートは DIY ショウの会場で実施した。認知度という点で言えば残念ながら知らないという人が大半だったが、説明をすれば関心は高く、DIY ショップなどに合法木材が置いてあれば積極的に買うという回答は多くあった。

○アンケートの結果は共有できるようにして欲しい。

○中国での普及活動について現地の様子等教えて欲しい。

→中国木材流通協会は木材関係業者の全国組織で、会員企業は約 700 社。年次大会は年 1 回の総会でテーマは「資源と変革と責任」というものだった。我々は日本の合法木材証明システムについて説明した。また、参加者に合法木材の DVD（中国語版）とガイドラインの説明冊子を配布した。参加者の反応は、中国国内に事務所を置く外国企業や海外に製品を輸出している企業の関心が特に高かった。今回の年次大会に参加し説明できたことは中国の業界関係者に日本の取り組みを広く知ってもらうことができ、また中国の業界のトップともパイプをつくることができ有意義だった。

②エコプロダクト 2008 と合法木材等推進シンポジウムについて

事務局より、本年 12 月に開催されるエコプロダクト 2008 に合わせて開催するシンポジウムについて資料にもとづき説明があった。また、合法木材の普及に貢献した事業者等に対して感謝状を贈呈することとし、このシンポジウムで表彰式を行う予定をしているが、その際の顕彰規定を定めることについて資料をもとに説明があった。

<主な意見と質疑>

○シンポジウムの参加対象者はどのような人か？

→会場の大きさの都合で少人数となったが、一般の人にも参加者の公募という形で告知していきたい。また、シンポジウムの様子や結果は HP などさまざまなメディアを使って外部に発信していきたい。

○昨年のエコプロダクトでは、合法木材推進ポスターの投票をしていたので集客になったが、今年もエコプロダクトの会場でシンポジウムの PR をすることは重要である。

○エコプロダクトは普段我々木材業界とはあまり接点のない人が多く出展、来場するところがポイントである。

○会場のブースでビデオを上映する際は、その前にベンチ等を置いておくと休憩所として多くの人にゆっくり見てもらえる。

○せっかくの機会なのでさまざまな人にこの際知ってもらえるよう配慮があつたほうが良い。

○顕彰規程の「一定の基準」とは、どのようなもので誰が作るのか？

→林野庁長官賞の申請の際、具体的な受賞の基準を示す必要がある。ただ、今回の場合、合法木材の出荷量といった数値を出して判断するのは適当でない。事務局に候補者が集まった時点で検討することになる。

○この事業は 3 年目ではあるが、合法木材の供給が始まってから実質 2 年ちょっとである。供給や利用の量ではなく、事業者のこの取組みに対する意欲とか取引先へのアピールなど質的なもので判断せざるを得ないのでないのではないか。

- 事業者はまだ暗中模索の段階であり、具体的な数値にもとづく基準作りは難しい。区切りの年として積極的な事業者を顕彰する意義はあるが、推薦してもらってその中から基準を見つけていくしかないのでは。
- 例えば合法性の証明された製品として自社のカタログに載せているといった積極的に売ろうとしている会社、買おうとしている会社を応援しないとやる気をなくしてやめてしまうという危惧を持っている。
- 意欲を認めて顕彰するという姿勢なら良い。
- 昨年度事業での調査では、千葉県のある市では合法性を確認するために市の職員が県外の工場まで出向いて確認したという事例も見られた。ここまでやるのは大変な努力だと思う。
- 表彰制度があれば、これから取組もうとしている企業にもインセンティブになる。
- もうすぐ認定事業者の最初の更新時期がくるところも多いが、需要がないと認定企業が継続的にやる意欲をなくして更新しなくなってしまうのではないかと懸念している。
- 地域の小さな事業者にも表彰の機会があるとよい。それには認定団体を通した推薦も有効である。

③その他

＜主な質疑＞

- 配布資料の Q&A は昨年のものから変わっているのか？
→新たに 10 程度の Q&A を追加した。合法木材ナビからダウンロードできるようになっている。

第9回合法性・持続可能性証明システム普及事業 WG

1. 日時：2009（平成 21）2月 24 日（火）10:00～12:00
2. 場所：虎ノ門パストラル 新館3階「りんどう」の間
3. 議事要旨：

①平成 20 年度事業の実施状況について

事務局より、平成 20 年度普及事業結果概要の説明があった。説明の最後に「様々なプロジェクトを展開してきたが、実需に結びつけるためには、今後さらなる努力が必要であると考える。」との総括があった。

＜主な意見と質疑＞

- 認定事業体 7000 社という数字を達成した一方、実需がなかなか伴わないところがネック。需要者団体のカテゴリにはいる認定団体が少なく、建築建設業界団体である木住協や日建連に是非がんばってもらいたいところ。

- 需要者側の民間企業の場合、企業内での体制がまだまだ不十分で、調達現場の担当者と、他部署の連携がなかなかうまくいっていないこともある。完全にルール化できていない、体制が整っていないところが課題。現場の感覚としては、合法木材の調達というと、政府間ですべきことでは？という感覚がある。県産材認証と一緒に合法証明をしている県もある。合法性の証明だけでは一般的な消費者はぴんとこない。
- 第一に、リスク回避として、証明された合法木材を調達するマンデートを設定するのが重要。これだけ認定事業者が増えている中、需要者側が要求すれば、合法木材の確保は難しくなってきていると思う。大口の需要でなくとも、実施可能な部材から始めてもらいたい。
- 産地認証をする際、合法証明を前提として実施している団体もある。外材の供給先が縮小している分、外材供給者の特定がしやすくなっている、供給者側のターゲットも見えやすくなっている状況がある一方で、世界経済の混迷により、輸入材の動きの変動が激しく予測が立たない印象もある。
- 需要者が供給側の体制に対して安心できるよう、どこにどれだけどんな材があるかという供給能力の情報を出していく必要がある。合法材供給量の透明性を確保するのも、合法材需要拡大には必要であると考える。
- 合法材、認証材がほしいというシグナルを需要側が明確に発信していくことがまず大事。
- 合法材はマーケティングのツールではなく、リスク回避のツールだと認識すれば、最終消費者の需要の有無は重要なインセンティブにならない。
- 最終消費者としては、需要者側の企業にグリーン購入の調達方針に木材に言及している企業が少ないのでおかしいと思った。
- 消費者にとってより身近なDIYへの働きかけは重要であるかもしれない。
- ポスターを配布したり、名刺にロゴを印刷しても同じ業界内で回っているだけで、なかなか消費者にまでは届かない。業界向けのPRと一般向けのPRを分けて考えるべき。
- 紙パulp業界では、基本的に国産材チップは団体認定事業体から購入する方針で行っている。製紙会社の中でも1社は国産材については全て、団体認定取得事業者から供給している。

②合法木材ハンドブックの作成について

事務局より、資料に基づき今までに作成して研修会等で使用した、合法木材供給事業者向けの資料を判りやすく編纂しなおして作成するハンドブックの概要について説明があった。

＜主な意見と質疑＞

○供給事業者研修関係テキスト・教材を材料として再編集し木材業者向けの解説書を作成するとあるが、今日の報告では需要者向けの対策が必要とわかったのだから、それも意識した内容にする必要がある。

→研修教材をベースに作成することになるので「木材業者向け」の内容になるのだが、需要者側からのご意見を踏まえつつ、既にあるものを改訂して作成したい。内容については、委員のご意見を伺いながら進めていきたい。

③証明方法検討部会の検討結果について

事務局より、「今後の証明方法のあり方検討」小委員会の設置の経緯と提言書案について説明があった。

④その他

林野庁より、資料についてもとづき平成21年度予算の概要の説明があった。
＜主な意見と質疑＞

○（事務局より）PR用の広告、ハンドブックの作成など、いくつかまだやらないことはならないものがあるので、皆様から個別にご意見をいただくことはあるが、集まっていただくのはこれが最後になる。3年間ありがとうございました。

3. 違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会と提言書

■ 委員

石島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）
尾菌 春雄	全国木材組合連合会（副会長）
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）
上河 潔	日本製紙連合会（常務理事）
川喜多 進	日本合板工業組合連合会（専務理事）
絹川 明	日本林業経営者協会（専務理事）
黒木 亮	日本集成材工業協同組合（専務理事）
神足 勝浩	日本林業同友会（顧問）
小浜 崇宏	熱帶林行動ネットワーク（事務局長代行）
坂本 有希	地球・人間環境フォーラム (フェアウッド・キャンペーン担当)
藤間 剛	森林総合研究所（国際研究推進室長）
中川 清郎	日本林業協会（専務理事）
中澤 健一	FoE Japan（森林担当）

中村 勝信 全国素材生産業協同組合連合会（専務理事）
中山 義治 全日本木材市場連盟（専務理事）
永田 信 東京大学大学院農学生命科学研究科（教授）：座長
橋本 務太 WWF ジャパン（森林担当）

■ オブザーバー

【関係省庁】

林野庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

■ 会議の概要

第4回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会

1. 日時：2008（平成20）年6月6日（金）10:30～12:00
2. 場所：虎ノ門パストラル 新館6階「アジュール」
3. 議事要旨：
①平成19年度違法伐採総合対策推進事業の結果について
事務局より、資料にもとづき平成19年度の実施結果について説明があった。

②証明方法の検討に向けた論点整理等について

事務局より、資料にもとづき今までの議論の経緯と、今後証明方法を検討するに当たって、証明方法検討部会の下に「今後の証明方法のあり方検討」小委員会を設置して、今後の証明方法のあり方等について少人数で集中的に検討を行い、結果を年内にとりまとめたい、との素案が提出された。

＜主な意見と質疑＞

- 検討項目の「供給側への普及」とはどのようなことを考えているのか？
→制度やシステム自体の普及・啓発については、システム普及WGの中で検討するが、ここでは合法木材供給システムの運用と制度上の課題について、特に供給者側へどのように普及、浸透させていくのが効果的かを検討していくべき、新しいシステムが必要ならどのようなものがいいのかの議論をしてもらってはどうかと考えている。
- 普及していく上で、需要者側と供給者側の普及の問題点を相互に関係付けて考えて、双方の課題がお互いに分かるような形で検討して欲しい。
- この制度全体をどこが管理しているのか良く分からぬ。普及を進めていく上でも、管理機関がしっかりと管理しないと制度の信頼性にも問題が生じるのでないか。前回までの議論を踏まえて、制度全体を管理していく機関が必要ではないか。

→現状でも、制度全体を管理している機関というものはない。合法木材供給事業者認定制度は、業界の自主的な取組であり、そういう意味では我々の知らないところで知らない団体が合法木材供給事業者の認定をしているかもしれない。そういった問題も含め、この部会や新たに設置する小委員会で議論していただきたいと考えている。

○小委員会での検討結果を踏まえて、林野庁は現在のガイドラインを改定するのか。この委員会の結果を反映させて制度の改善を行うのか。現状では「証明方法のガイドライン」という名称であるが、今までの話でガイドラインの中で普及についても触れるとなると、ガイドラインの名称自体も変更が必要になってくるのではないか。

→この部会で検討していただき、その成果を踏まえてガイドラインを改定する・しないも含めこちらで検討する際の参考にさせていただきたい。

○検討項目に「合法性・持続可能性の定義について」とあるが、今になって合法性の定義を云々するのは実際に合法証明木材を供給している事業者や一般の人たちを混乱させるのではないか。①証明方法の扱いをどうするかを検討すべき、②供給者側への普及としては、木材の流通経路は複雑なので、まず伐採時点での合法性をきっちり確保する必要があり、そのためには伐採する人、山から出してくる人に対して普及をしっかりとやっていく必要がある。

○検討項目に、「需要者側への普及」と「供給者側への普及」とあるが、この二つで普及の意味合いはずいぶん違う。供給者側への普及は、合法性を証明するメリット、その必要性をPRしていくことが重要。具体的な対策を提示して検討して欲しい。

○定義について検討することは、木材輸出国のガバナンスの弱さが違法伐採の原因となっていると指摘されていることから、日本として持続可能性の定義をしっかり明示して国としての姿勢を明確にすべき。

○合法性については、その国の法律によって合法か違法かが明確に決められるが、持続可能性についてはそれぞれの人の判断基準が異なるので明確にひとつには決められない。合法性と持続可能性は分けて議論していく必要がある。

○その国の法律で合法性が決まるのは事実だが、合法性が関連するのはどれとどれなのか範囲を明確にすることも議論していく価値がある。持続可能性についても、グリーン購入法で配慮事項とされているのでこれを明確にしていく努力も必要。この小委員会で議論すべきかどうかは別にしても、持続可能性についてはあまり議論せずに今までやってきたというのは事実である。

○検討項目として定義という言葉を使うことについてはいろいろな議論があるが、検討項目としては「合法性・持続可能性について」という表現にして定義の扱いをどうするかはその中で検討してはどうか。また、検討項目にある「供

給者側への普及」については、合法木材を供給していく上での制度上の問題点を検討するということで委員の皆さんとの共通認識としておくということでおいのではないか。小委員会のメンバーの人数はこの検討部会の半分から三分の一程度に絞って濃密な議論をしてほしい。

③その他

事務局より、資料にもとづき平成20年度システム検証事業の概要の説明があった。

第5回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会

1. 日時：2009（平成21）年1月26日（水）15:30～17:10
2. 場所：永田町ビル 4F会議室
3. 議事要旨：
①木材・木材製品の合法性。持続可能性の証明方法に関する提言（案）について

はじめに、小委員会の座長柿澤委員より、これまでの検討の経緯と報告案の説明があった。

＜主な意見と質疑＞

○制度の運用についての議論はどこまでしたのか。

→新たな取り組みの提案までで、その手法やシステムについてのより具体的な議論は検討部会に任せるということで小委員会では合意した。

○持続可能性の定義について、モントリオールプロセスを参考にしてとあるが、持続可能性の流れとして、モントリオールプロセスのような政府主導の流れと、森林認証のような民間主導の流れがある。両者の定義に大差はないが、森林認証の方は、ここまでいけば持続可能であるという基準が設定されている反面、モントリオールプロセスはその線引きがない。言葉の定義だけであればモントリオールプロセスの定義でもいいが、林業家がどっちを目指すべきなのか、という議論はされたのか。

→活発な議論はあったが、小委員会ではどのような方向でまとめるか結論の合意には至らなかった。

○持続可能性については、グリーン購入法での紙パルプ、コピー用紙の基準については今年度かなり進んでおり、グリーン購入ネットワークという民間団体も、紙については難しいながらも持続可能性の議論がなされている。今更難しいかもしれないが、持続可能性の定義を今後再定義するのであれば、報告案にあるものだけでなく、グリーン購入法や、グリーン購入ネットワークでの定義も参考にしてはどうか。

- 紙についてはいろいろなところで、グリーン調達の際の基準についての検討がされていることは承知している。今の意見では紙限定ということだが、紙の場合と木材の場合は、調達の現状からみても同じように考えるのは難しいかと感じるので、若干配慮が必要だと思う。
- グリーン購入法改訂については、我々の団体からもパブリックコメントなどで意見を述べさせてもらい、理想を追求するあまりに現実的に実行不可能な法律にならないようにという意見を提出した。
- 森林認証についても、その認証自体のチェックが必要だという意見や、市場ベースの民間の取り組みであるという背景から、それをどう判断するかという意見もあるが、小委員会ではそこまで議論しきれなかった。今すぐに結論はないが、今後継続して議論すべき論点であると考える。
- 持続可能性の定義については、モントリオールプロセスの内容を定義としてそのままもってくるのか、あくまで参考として、定義を新たに作成するのか。
- 持続可能性を議論することはできるが、日本政府として持続可能性の定義が明確でないまま、小委員会で結論を出すことはできないのではないか、小委員会で検討すべき範囲を超えていっているのではないか、ということで議論を深めることをしなかった。持続可能性の定義については小委員会で新たな定義を提言するのは難しい。
- 小委員会では、現行証明制度に関する問題点の洗い出しということで、広く浅く様々な点について意見がだされてきた。持続可能性の定義についても現状のままでは問題があることは確認されたが、詳細な議論にまで至っていない。ただ、供給者や調達者に対して定義の理解を補うものとする「チェックリスト」を新たに作成しようということになった。
- 中間報告ということであれば、問題の所在と検討の方向をどうするのかという点でいうと、立派なまとめになっていると思うが、最終報告というかたちになるとするのであれば、今後どうするのかがさっぱりみえてこない。
- 本報告についての位置づけはまだ議論が残るところである。内容が熟していないのは承知しているが、予算枠組みが本年度で終了ということで、ガイドラインを作成運用してきた林野庁への意見という位置づけ、様々なステークホルダーや認定団体に対する意見をまとめるという位置づけに本報告をおきたいと考えている。コンセンサスが一歩すすめば、より具体的な方策を議論することもできるだろうし、林野庁の次期予算でも検討されていると聞いている。時間の制約で、中間報告ではなく最終報告となってしまうが、将来的に継続して議論を進める際に活かしてもらうための報告と考えている。
- 委員から出された持続可能性に関する懸念については、小委員会で提案されている「チェックリストの作成」で、カバーできるということでよいか。

→報告案の今後の書き直しで、問題点と提案点をより明確に分けて修文する。そうすることで、現状では埋もれている「チェックリスト」の部分が明確になると思う。

②その他

今後の進め方について

事務局より、「まず資料で配布した提言案をもう少しよくわかるように、整理をし、委員に確認をしてもらう。その後検討部会の意見ということで、3月に開催する違法伐採総合対策推進協議会の場で検討案を提出し、承認をいただいた上で発表する。」との説明があった。

<主な意見と質疑>

○現在の報告案では、今後の方策についての具体的なイメージがわからない。特に、信頼性の向上について、(認定団体等の供給体制の把握、管理) や (認定団体等の供給体制への情報提供・啓発) の部分が重要。ここを具体的にイメージできるように書くことはできないか。

○この 3 年間、長いようで極めて短い。実際に事業体に普及浸透させるには短すぎる。現時点であまり制度を厳しくしていくのは、大不況の厳しい現場状況からしてもかなり難しい。本報告は現時点では十分な内容であると思う。

○こういった制度にならうことで実施者にメリットが生じることが大事だし、不順守者を見逃さないことも大事である。正直者がばかをみない制度でないと普及させるのは難しい。

○認定団体の責任者が厳しく声を出していくことが必要で、我々はそうしてきた。130 の認定団体の責任者をきちんと教育・研修すれば、自ずと 7000 の事業体の取り組みも向上してくるはず。ここに書くことで何かあった場合は監査が必要だ、ということが明確になっていたらよいのではないか。

○現場をしめつけるような制度は、あくまで自主的にできる範囲でやることで十分だと思う。我々は方向性を決めて、具体的なシステムの内容は、今後作成が決まったときに改めて決めていくのでいいと思っている。

○実行可能性やどうやって実行するかについて、今後議論を要するということは小委員会でも合意されているところなので、「はじめに」か「おわりに」に実行可能性については引き続き検討する旨のことを明記すればいい。

○最終目的が何かを念頭に取り組んでいくのが大事。今まで築きあげてきた 7000 の供給事業体を減らさないようにしていくことが最大の課題である。

○はじめは我々も国産材の振興につながるということで頑張ってきたが、なかなかメリットが見えてこない中で、現場はすでに熱が冷めできている。そういった状況で、制度を厳格化するのはメリットが見えない状況では、できるけれ

ども難しい。今は、方向性を示して、今後も取り組んでいこうという全体の雰囲気を醸成していくことが大切。メリットと制度のあり方のバランスをとることも必要。

○現場実態の状況とのすりあわせをしながらの制度改善は必要で、今後も議論を要するという文言でまとめるのが現時点ではいいと思う。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言書

違法伐採総合対策推進協議会（座長大熊幹章東京大学名誉教授）では、違法証明方法検討部会の下に設置した「『今後の証明方法のあり方検討』小委員会」の議論を踏まえ、木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する現状認識と今後の課題をまとめ、国等の関係行政機関を始め木材供給者、需要者等に対する提言書をまとめた。提言書の要旨は以下のとおり。（提言書全文は、巻末の資料編に掲載）

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言 (要旨)

平成 21 年 3 月 30 日 違法伐採総合対策推進協議会

1 はじめに

証明方法検討部会の下に設けた「小委員会」での検討結果を基に、事業の成果を踏まえ、国等の関係行政機関をはじめ関係者に対する提言を取りまとめたもの。

2 合法性、持続可能性の証明方法について

(1) 合法性、持続可能性の定義

ア) 合法性の定義

輸入材について、蓄積されてきた生産国の調査結果を活用、整理し、合法性をチェックするためのチェックリスト（Q&A）の充実をはかるべき。

イ) 持続可能性の定義

国際的な議論も踏まえ、持続可能な森林経営の定義の明確化に向けて検討し、その結果に基づき、持続可能性が分かりやすく判断出来るチェックリスト（Q&A）を作成すべき

(2) 証明方法の信頼性向上につながる方策

①証明方法の信頼性向上につながる運営上の努力（一定のモニタリングに基づく体系的な普及指導の取組）、②認定団体の活動の掌握など、証明方法の信頼性向上につながるシステムの導入の検討、③木材業以外の関係業界の参画の促進、等が必要

(3) コストの削減につながる方策

①国、地方自治体などの施策をえて、原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築すること、②流通の中心となる事業者の、企業独自の取組が十分に活用されること、が必要。

3. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について

合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくることが決定的に重要であり、①国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象に、合法木材調達マニュアル（チェックリスト）等により一層普及、②優良な調達企業等の顕彰、③その他、カーボンビジネス、税制や補助金によるインセンティブの付与の検討が必要。

4. 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

合法木材供給システムが普及するためには、合法木材がいつでもどこでも調達できる状況になることが必要であり、①常時合法木材を供給出来るような体制を整備、②製品紹介ページなどで体制の整った供給事業体のPR体制の構築、③優良な供給事業体等の顕彰、④輸入材の合法証明手続きの情報公開の促進が必要

5. 終わりに

本提言は現時点での現状認識と改善の方向性を示すもの。今後さらに得られた知見や経験に基づき、よりよい合法性等の証明の確立に向けて議論を継続していくことが必要。

第3章 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

1. 事業の目的と概要

我が国の合法木材の需要の拡大・定着、供給体制の整備に資するため、需要側と供給側の連携に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととした。

本年度の事業は、①国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達することを調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および地方自治体の調達事例について、需要の拡大と定着という観点で調査を行った。②ロシアイルクーツク州の流通拠点を中心として、木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握をすすめ、わが国のガイドラインの認識を広め、業界による合法性証明のための仕組み作りの具体的提案をした。③インドネシア・マレーシア調査については、特に過去に現地調査が行われていないマレーシア・サバ州についての現地調査を行うとともに、必要な補充調査を行い、最近の情勢についての分析・普及を行った。④輸入原料を加工した中国の木材製品が多量にわが国に輸出されている現状を踏まえ、現地関連団体と連携し中国産木材製品の流通経路や原産地等について調査を行い、わが国のガイドラインについての認識を広めた。

なお、各調査の報告の詳細については、それぞれ報告書が作成されているので、ここではその概要について記載する。

2. 国内の諸制度に関する調査

(1) 調査内容

平成20年度の調査課題を、以下のように設定した。

- ① 都道府県におけるグリーン購入物品の調達事例の収集
- ② 県産材認証制度における合法木材取り扱いの先進事例の収集
- ③ 森林認証の動向
- ④ 民間企業における木材調達事例の収集

設定した課題に対して、資料収集、アンケート調査、聴き取り調査を実施した。また事例収集にあたっては、調査委員会を設定して、調査対象地・調査方法の検討等を実施した。

① 資料収集（6～2月）

インターネット、資料要求、現地調査による収集。

② アンケート調査（9月）

各都道府県における地域材の認証制度の実施状況（都道府県木連宛）。

③ 聴き取り調査（6～1月）

森林認証、認証林産物生産・流通動向、グリーン調達の状況、県産材認証の動向（自治体、森林認証・林産・流通関係団体）。

[実施機関は（中）全国木材検査・研究協会]

（2）調査結果概要

①都道府県におけるグリーン調達の状況

既に各都道府県では、国の環境物品等の調達基準に準拠した基準を設定している。都道府県における家具等を含む木材製品に関する調達率は上昇傾向で、全量を同調達基準に合った物品とする目標を掲げる県があるなど、取り組みが強化されている。

②県産材認証制度における合法木材取り扱い

県産材認証制度は、当該都道府県で設定した県産材認証基準による県産材認証だけでなく、トレーサビリティ、加工・流通企業の木材取扱標準化を促す機能や、公的資金による住宅取得助成措置を備えている制度もある。また環境対応の一環として、金融機関が認証された県産材を使用した住宅取得への優遇金利を設定する等の事例が増えている。

全国で実施されている43の県産材認証制度の内、14の制度は、合法性証明機能が備わっている。県産材認証制度に合法性証明機能を具備させることについては、検討中の県もあったので、これからも拡大する傾向にあると考えられる。

③森林認証の動向

平成20年末における認証森林面積は約102万haで、平成18年の37万haに対して2.7倍に拡大した。しかし平成20年は前年のような大規模な新規森林認証がなかったため、対前年比は3%増にとどまった。

同じく平成20年末においてCoC認証を取得した事業体は1,511件で、平成18年から約2.8倍に増加した。

認証紙製品の顕著な需給量拡大が窺える一方で、認証森林面積の拡大、CoC認証取得事業体数の増加が影響し、製材品等の認証林産物を、グループを形成して取り扱う動きも表面化し、各地域単位で実績をあげている。

④民間企業における木材調達事例の収集

民間企業における認証林産物、合法証明木材に対する需要は、全般的には大きく増加していないが、紙・木材チップ、パレット、こん包材では顕著に増加している。これらの需要を生んでいる一つの要因は、中間財である林産物を最終製品に加工する産業消費者の原料・資材調達方針

である。

製紙産業からの認証材・合法性証明されたチップ需要は、国産材でも拡大している。また製紙企業、輸出関連企業が使用するこん包材、パレットへの認証材、合法証明材需要の増加も目立つようになってきた。

取り扱う原料・資材の調達方針の設定と評価を行う企業数も、増加している。調達方針、調達物品の環境への影響度等の評価方法は、それぞれの企業が設定するため、企業間で同一製品への評価のギャップが生じたことに起因した製品流通の変化がみられる。

3. ロシアイルクーツク州における現地調査

(1) 調査内容

本調査では、ロシアイルクーツク州において、合法性・持続可能性証明の取組み状況を把握するため、2008年12月に現地での林産業関係者へのヒアリング・アンケートを実施し合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行うとともに、我が国のガイドラインの普及に努める。また、昨年度までの調査結果も統合して分析・整理し、我が国の合法木材の供給体制整備に資するためロシア材の合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けのガイドブックを作成する。

[実施機関は国際環境NGO FoE Japan]

(2) 調査結果概要

ア. 「林産業関係者ヒアリング」の概要は以下の通り。

州政府内の体制変換と取組み：州政府による木材取引所は、企業家により買収、貨車の不当な割当てなどにより、州政府の査察が入り2008年5月に廃止。同年11月、州知事が正式に任命され、上記取組みを主導していた副知事が退任、州政府の林業・水産資源省大臣も退任し、木材取引所に関わる取り組みは白紙に。東シベリア伐採業者輸出者協会が再構築へ向けて動いている状況。

森林認証の拡大と業界団体離れ：2007年以降同州のFSC認証取得企業は、3社から11社、464万haへと飛躍的に増加。林産業者への業界団体の影響力が低下するなか、市場の変化への対応を図る各社の自己努力の結果としての森林認証取得が顕著である。

中国系企業の進出：段階的な丸太関税引上げの影響で、大手中国系企業が州内で100%中国資本のシラカバ単板加工施設の建設途中。しかし、これ以外の投資案件は無し。他方、小規模な州内の伐採業者から違法木材調達を行っていた中国系のバイヤーは経済不況による需要減から調達を大幅に縮小している。

買い手側からの要求：これまで欧州市場からのみであった認証材への要求が、中国などアジアの市場からの要求も増加。これに対し、日本の商社からの要求

はまったく無い状況。

イ. 「林産業者アンケート」の概要は以下の通り。

認証木材供給の可能性：本調査で訪問したイルクーツク州の FSC 取得業者（6 社）の集計だけでも、年間 122 万 5000 m³以上の認証材供給能力がある。認証林面積でみた場合、この 6 社の合計は、同州認証林全体の 12.3%にしか及ばない。つまり同州だけでも、上記の数倍の認証材供給が可能な状態にある。

我が国グリーン購入法への対応：2006 年の 9 月に州内の林産業関係者を集めて行われた同法の説明を聞き認証を取得したが、その後のフォローアップがないという意見が多い。価格にも反映されないので、今後継続も不明、という意見もある。2008 年中期以降の経済危機のため、今後の新規認証取得を見送る業者もある。

体制・市場の急変と森林資源の劣化：自社の森林管理、生産体制へ影響を与える要因として、「市場における景気の急変」、「国家政策、法律の急変」を挙げる業者が多い。また広葉樹資源の多い沿海地方では「森林資源の劣化」を挙げる業者が多い。

ウ. イルクーツク州調査結果の総括としては以下のことがあげられる。

イルクーツク州の森林状況：年間許容伐採量 5 千 270 万 m³（2002～2005）の約 3 割しか実質的に伐採されていないことから、開発可能性が主張されるが、伐採地の奥地化（100km 以上）が進み、既存のインフラ（道路、鉄道）付近では、森林劣化および森林火災が顕著である。森林法移行期におけるガバナンスの悪さもこれに影響する。

イルクーツク州の林産業状況：林産企業の買収等による経営の刷新が相次ぎ、欧州製の高度な製材・加工施設（集成材など）への設備投資を積極的に行う動きが加速化（2008 年末時点）。合弁企業による製材工場も増加している反面、経済危機と中国からの需要の急速な減少により一時操業停止、従業員カットを行う業者も出てきた。特に小規模伐採業者は廃業に追い込まれる業者が相次いでいる状況。

新森林法への移行プロセスの状況：新森林法の下、2009 年 1 月 1 日付けで伐採証明書は伐採申請書制度へ完全に移行し、これまでの伐採リース契約もすべて再契約が必要になる。しかし現場レベルでは、新制度に関する業者内での理解が不足し、混乱している。また申請書は、年次手続きが基になっており、実際の伐採量ではなく、計画される伐採量のみが記されるため、それだけでは木材の合法性を証明し得ない。

イルクーツク州の合法性証明、森林認証の取組み状況：州政府および業界団体による合法性証明の取組みが機能していない現在、個々の企業の森林管理能力を評価するべきである。現在増加中である FSC 認証取得業者などの経営の質が

高い企業は、木材の出所を証明する書類管理もされており、自社伐採地から輸出までのサプライチェーンが明確。関税局のバーコードシステムの利用も木材の出所情報をある程度保証するであろう。

日本の企業および関係者への提案：我が国の業界団体による合法木材調達のフォローアップが必須な状況。現在は殆どない日本企業からの合法材への要求を強化する必要がある。また、現地業界団体である林産業者連合と州政府が実施する森林利用フォーラムへの日本側からの参加と、現地業界団体、州林産業当局などの日本への招致が重要。

エ. 「ガイドブック」の概要は以下の通り。

ガイドブックは、過去の調査結果を整理し、国内川下事業者の合法性・持続可能性証明木材調達に資するものである。

構成は、現状編、問題編、対策編から成り、ロシアの現状を踏まえた上での合法性・持続可能性木材の調達に役立つ現地企業リストを付属する。

対策編：政府および業界団体レベルでの取組みがない現在、森林認証が合法性・持続可能性木材調達のための最も有効なツールである。また森林認証取得業者は、経営管理レベルが高く、伐採地情報から輸出までの証明書類の管理がされており、一部の業者は税関のバーコードシステムも利用しているため、サプライチェーンの追溯が可能である。これに、未開拓林の保全と先住民族居住地への配慮が加わることで、合法性・持続可能性木材調達がより確実になると考えられる。

4. インドネシア・マレーシアにおける合法性証明の実態調査

(1) 調査内容

本調査では、インドネシアおよびマレーシアにおいて、現地でのアンケート・聞き取り調査を通して合法性・持続可能性が担保された木材の供給に努める現地業者について詳細な調査を行う我が国のガイドラインの普及を行なった（現地調査は2009年2月）。また、過去の調査結果もふまえた上で整理・分析をおこない、インドネシア・マレーシアの合法性・持続可能性証明木材の調達のための国内川下事業者向けガイドブックを作成して我が国の合法木材の供給体制の整備に資することとした。

[実施機関は、(財)地球・人間環境フォーラム]

(2) 調査結果概要

ア アンケート

①インドネシアについては、JAS認定を受けており、かつETPIK（林産業製品登録輸出者）合板企業30社にアンケートを配布、9社から回答を得ている。聞き取り調査は回答のあった9社を対象に行った。

ケート・聞き取り調査実施概要

- ②マレーシア・サラワク州については、JAS 認定を受けている合板企業 25 社にアンケートを配布、9 社から回答を得ている。聞き取り調査は回答のあった 9 社を対象に行った。
- ③マレーシア・サバ州については、素材生産、製材、合板・ベニア企業等 23 社にアンケートを配布、23 社から回答を得ている。聞き取り調査は 1 社を対象に行った。

イ アンケート・聞き取り調査結果概要

①インドネシアについては、2005 年以降急激に減少傾向にある対日合板輸出量に見られるとおり、合板業界の規模は縮小傾向にあり、現在正常に操業しているのはアンケート配布対象とした 30 社程度に限定されている様子。中でも今回訪問した 9 社のうち、FSC-FM 認証をすでに取得している 3 社は、FSC 認証合板の販売実績を少しずつ伸ばしている状況にある（インドネシアの FSC-FM 認証面積は 1,089,941 ha）。FM 認証未取得のその他 6 社についても、3 社が RIL（低付加伐採施業）や VLO（原産地証明）など第三者との協働による施業水準改善を着手、2 社が FSC-CoC 認証取得など、全体的に持続可能性への配慮を模索するような動きがみられ、日本市場からの一層の合法材・持続可能材の要求を望む声が聞かれた。

②マレーシア・サラワク州については、今回訪問した 9 社のうち、6 社が対日シェア 50% を超えており、近年輸入量はやや減少傾向にあるものの、依然として重要な合板生産地となっている。合法証明書提示の要求に対しては STIDC（サラワク木材工業開発公社）の承認印のある CDF2（輸出申告書）で対応している。持続可能性については、9 社中 5 社が CoC 認証（FSC が 1、PEFC が 1、MTCC が 3）を取得しており、認証材取扱体制は整備されつつある。一方、山側は MTCC-FM 認証取得企業が 2 社のみで、総認証面積は 162,769 ha と供給ポテンシャルは依然低い。2008 年 2 月に FM 認証を取得した企業を訪問したが、未だ日本市場が中心となるバイヤーからの認証材要求はないとのこと。全体的に「早生樹種植林地拡大＝持続可能性配慮」が同州業界の共通認識になっている様子で、既存の天然林保全という面での取組みは少ない。第三者による VLO（原産地証明）を実施している企業が 1 社見られた。

③マレーシア・サバ州について、回答のあった 23 社の内訳は素材生産が 2 社（8%）、製材が 14 社（61%）、合板・ベニアが 7 社（29%）で、合板企業の 2 社で対日シェア 90% 超えがあるものの、各社とも主要市場は EU、中国、台湾、豪州など様々。そのうち CoC 認証が 6 社（FSC が 5、MTCC が 1）、VLO が 2 社（1 社は取得中）、第三者機関のプログラムが 1 社と、計 9 社（39%）が付加

的な取組みを実施している。一方、山側の認証取得状況は、FSC-FM 認証面積が 81,058 ha である。供給量は多くはないが主要市場とその用途(家具、モールディングなど) の関係で、一定量の供給実績を維持している。EU(欧州連合)が取組む FLEGT-VPA(自主的二国間協定)交渉における TLAS (木材合法性保証システム) 構築の一環としてトラッキングシステム開発が進んでいる様子。植林地で FSC-FM 認証を取得している会社の主要供給先には日本企業もあり、CoC 認証でつながった植林材使用の認証ラベル付き合板の流通が待たれるところだ。

ウ ガイドブックの概要

- ① ガイドブックの構成は、「第 1 章 南洋材とは?」「第 2 章 現状編」「第 3 章 問題編」「第 4 章 対策編」からなり、インドネシア、マレーシアの現状を踏まえた上で、合法材・持続可能材を供給できる企業リストを添付する。
- ② 対策編において、インドネシアについては日本の買い手企業が合法性・持続可能性を確認するための方法及び留意点として以下をあげる。
 - 合法性を確認する書類としては、IUPHHK (伐採許可証)、SKSKB (合法丸太証明書) 及び DKB (丸太一覧表)、FA-KB (丸太送り状) 及び DKB-F A (丸太一覧表)、FA-KO (加工材送り状) 及び DKO (加工材一覧表) などがあげられる。
 - 持続可能性を確認する書類としては、AMDAL (環境影響評価)、RIL (低付加伐採施業)、VLO (原産地証明)、VLC (法遵守証明)、LPI (独立監査機関) 審査 (※ただし法遵守意識を判断するものとして)、認証制度 (FM, CoC) などがあげられる。
 - 将来的には、構築中の TLAS (木材合法性保証システム) の活用を視野に入れ、その動向を把握すると同時に、システムの構築や実際の運用についても可能な範囲でバイヤーとして支援する。
- ③ 対策編において、マレーシアについては日本の買い手企業が合法性・持続可能性を確認するための方法及び留意点として以下をあげる。
 - 合法性を確認する書類としては、PEC (伐採区画立入許可)、TRP (丸太出荷許可)、ExCC (輸出手続証 (丸太の場合のみ))、CDF2 (輸出申告書) などがあげられる。
 - 持続可能性を確認する書類としては、EIA (環境影響評価)、RIL (低付加伐採施業)、VLO (原産地証明)、VLC (法遵守証明)、認証制度 (FM, CoC) などがあげられる。
 - 持続可能性については、永久林と州有林の定義と区別が複雑かつ情報不足であることから、これらの森林区域から出てくる木材についてはサプライヤーへのより注意深い確認が必要になる。

- 森林以外の用途への転換のための皆伐や不適切な人工林造成に伴う整理伐によって生産された木材などを排除するため、サプライヤーへのより注意深い確認が必要になる。
- 将来的には、構築中の TLAS（木材合法性保証システム）の活用を視野に入れ、その動向を把握すると同時に、システムの構築や実際の運用についても可能な範囲でバイヤーとして支援する。

5. 中国における合法性証明制度の実態調査

(1) 調査内容

平成 20 年度の本調査事業では、昨年、制定した分野規格（森林経営認証基準）を具体的に実施するため、条例・規則や実施機関、認証専門家の整備を行っており、それらの状況について調査した。これと共に、FSC 等既往の森林認証制度の中国における普及情況、認証取得企業の対応姿勢等を企業アンケート等により調査した。

さらに、2007～2008 年における中国の木材消費・流通を資料・文献等により調査した。特に世界経済危機が中国の木材産業に及ぼした影響、および、この結果が今後の中国における合法木材の普及動向に及ぼす作用について分析した。

これらの調査と共に、中国の木材業界が日本の合法性木材需給に対応するための関心を喚起するため、中国木材流通協会大会において日本の合法木材供給制度について中国語による講演・資料の配付によって PR 活動を行った。

[実施機関は木材利用推進中央協議会]

(2) 調査結果概要

①中国森林認証体系の展開：2007 年制定された分野規格「森林経営認証基準」及び「生産流通段階の管理認証基準」を実施するための管理機構として、「全国森林持続経営及び森林認証規格化委員会」が正式に発足し、2008 年には国家林業局傘下の認証審査機関として「中国林業産業協会」および「林業科学研究院」に認証組織が設立された。これらの認証機関が実際の業務を行うための根拠となる「中国森林認証実施規則」が制定され、09 年 3 月 1 日から正式に実施されることになった。その外、認証体系の試行モデル林が新たに 8 カ所設定され、I 期、II 期と合わせて全国で 21 カ所となった。

②中国における FSC、PEFC、木材表示推進協議会（FIPC）の認証体系の普及：2008 年末、中国において FSC 森林管理認証を取得した森林は 15 経営体、963,070ha（前年比 50%増加）で、中国の全森林面積の 0.55%となつた。FSC・CoC 認証を取得した企業は 608 企業で、前年比 61.7%増加した。PEFC・CoC 認証取得企業は 31 企業（前年比 210%増加）となつた。紙パルプ企業が 63.3%を占めている。日本

の木材表示推進協議会（FIPC）の認証を取得した企業は天津の1社である。

③中国における木材 CoC 認証取得企業の事例調査： FSC・CoC 認証を取得した企業 60 社にアンケート調査を行い、有効回答 9 社を得た。FSC・CoC 認証取得企業の中で輸入材を扱う 2 社および国内産材を扱う 2 社に対しヒアリングを行い、当該企業の合法材利用に対する実務、企業戦略、実施に関わる問題点等の抽出をおこなった。認証材の供給、コスト高、認証取得経費等の問題が指摘された。

④2007 年～2008 年の中国木材需給動向：中国林業発展報告、関税統計、専門誌等の資料文献により、中国の木材需給量、木材製品毎の生産と消費、木質林產品の輸出入動向等を精査した。2007 年の全木材需給量は共にほぼ 3 億 8300 万 m³、原木輸入量は 3700 万 m³ に達したが、2008 年には全面的に成長が停滞し、原木輸入量は 2957 万 m³ となり、前年比 20.3% 減少となった。

⑤国際金融危機と中国木材産業の動向：2008 年の木材関係の不況要因については、以下の点が指摘される。1) ロシア原木輸出税の引き上げ、米、EU における金融危機の影響、元高等、2) 中国政府のマクロ経済政策における影響、建設・住宅産業等の抑制策と内需冷え込み。3) 新労働法成立による労働コストの増大、4) 原料材の輸入コスト増加、5) 業界体質が、製品の同質・特徴無さ、低付加価値、新技術の欠乏、大量 OEM 生産、市場転換不能、同業の悪性価格競争、ロシア側へ製材企業の進出等。結果的に、史上初めてマイナス成長となり、全国の木材産業地で輸出製品、低次加工業を中心に不況となり、大量の倒産、閉鎖企業が発生した。

⑥中国木材流通業界に対する日本の違法伐採対策の PR 活動：2008 年 6 月 27 日、広西壮族自治区北海市甲天下国際大酒店で開催された中国木材流通協会 2008 年大会（参加人員：約 150 企業、機関）において、中国語により我が国の合法木材供給体制と実務につき、DVD 及びパワーポイントを併用して口頭発表し、さらに、関係資料、DVD を配布、宣伝活動を行った。

まとめ：原木輸入が減少し、輸入先がロシア等からニュージーランド、カナダ等合法材の供給体制が整った国が多くなっていること、製材輸入が増加していること、輸出の不振から、先進国の合法材製品需要に対応するため、中国の輸出企業が合法木材に強く関心を払わざるをえなくなったこと等、木材貿易に関する状況変化が、中国自体の認証制度確立と併せて、中国が合法木材流通の方向に大きく影響すると推定される。

第4章 合法性持続可能性証明システム検証事業

1 目的と概要

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、①認定事業体国内検証調査、②合法木材流通調査、③地方自治体合法木材調達調査を実施した。認定事業体国内検証調査では、合法木材供給事業者認定団体調査、合法木材供給事業体調査を実施した。また、合法木材流通調査では過去実施してきたグリーン調達追跡調査の他、輸入材と国産材原木を対象とした調査を実施した。

2 認定事業体国内検証調査

(1) 合法木材供給事業者認定団体調査

(ア) 調査の趣旨と方法

合法木材供給事業者の認定事業を実施している全ての認定団体を対象に、平成20年9月、①認定審査、認定者に関する指導管理などの業務のガイドラインや自主的行動規範に基づく実施状況、②安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨すべき事例、などについて、網羅的な調査を実施することとし、アンケート調査を実施した。当方で掌握している135の認定団体にアンケート票を発送し84団体から回答を得た。

3年間の違法伐採総合対策推進事業の成果である合法木材供給システムの信頼性を左右するのは直接供給を担う事業体と接している業界団体の活動の質であるといえる。その意味で、今回の網羅的な調査の意義は大きい。

(イ) 調査結果の概要

(事業者の認定過程)

認定手続きは、すべての団体の「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」が合法木材ナビ上で公表されており、この点についてガイドライン上の「認定等を行う仕組みの公表」という要請を満たしている。

審査はごく一部を除いて審査委員会を設けて実施している。半数の団体が外部委員をいれて透明性を高めている。

分別管理の場所、分別管理の方法書の有無、責任者の有無の三点が重点的な

審査項目となっている。事業実施前の審査としては適切な対応と言えるが、実際に認定作業が始まった段階で審査する場合は、証明書の管理、帳簿の管理などが、重要になってくるであろう。

(事務運営体制)

合法木材認定管理のために必要な事業のうち、普及管理のために必要な事務が十分に行われる体制になっていない問題点が示されている。今後、補助金による支援がなくなった場合深刻な問題になる可能性がある。

その意味で、手数料維持費などの徴収は重要な意味をもってくるだろう。現時点では6割が何らかの形で手数料などを徴収している。無料の団体に意向を尋ねてみたが、現時点の認定のメリットを考えると有料化を進めるのは困難という意見が多かった。合法木材の実需などとの関係で総合的に検討していく点である。

(認定事業体の管理体制)

認定事業体の管理という点で、認定団体が認定した事業体の業務が適切に行われているかどうか常に把握し、的確なアドバイスが行われることが重要である。この点で、ガイドラインのQ&Aでは事業体からの実績報告の提出、立ち入り検査の実施について認定要領に記載するよう指摘している。

8割の団体が立入検査のための規定は持っているが、一部を除いて実施していない。半数の団体が今後検討したいという意向を示している。

「立入検査」という名称にこだわるかどうかは別にして、一定の手続きで申請どおりの業務が行われているかをチェックする必要があるだろう。

(会員に対する普及活動)

回答のあったほぼ全ての団体がパンフレットの配布、研修の実施などを通じて会員に対する普及活動を行っている。「合法木材の取組の重要性など基本的な事項を粘り強く伝達すること」の他、「原料の調達先に合法木材証明書の提出要請を促進すること」「合法木材の需要拡大に向けた取組を促進すること」などが中心となっている。

普及活動としては、巡回指導など個別の事業体の実情に応じた問題点の指摘や、合法木材製品事例紹介ページの利用の促進などきめ細かな対応も必要であろう。

未認定会員に対する働きかけについては、半数が会員対象になりそうな者は認定された状況になっていると回答したが、その他の半数の団体は今後とも広げていく必要性を指摘している。

(一般消費者・需要者への普及活動)

普及の現状は「公的機関で一定の理解度を示すものの具体的発注には結びついていない」というのが最大公約数の回答で、この分野での活動の必要性を再認識させるものである。

取り組んだ活動は「イベントなどを活用して普及・展示などを行う」というものが比較的多かったが、実需に向けて、需要者への組織的なPR活動が必要だろう。また、シンボルマークのオンプロダクトでの利用（製品にマークを添付して合法性を証明するという使用方法）への要請も高い。

(その他)

平成18年度に業界団体認定制度に取り組みはじめてから、業界を巡る経営環境は不況の波をかぶり大きく変わったと言える。その中でも今後の取組について「強化していく」ないし「地道に続けていく必要がある」という意見が8割を占めていることは前向きにとらえるべきである。

(2) 合法木材供給事業体調査

(ア) 調査の趣旨と方法

合法木材供給事業者認定団体が認定事業者の活動を評価し、認定事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するため、認定団体が一定割合（5%）の認定事業体をヒアリングしその結果を公表することとした。認定団体に対して、平成21年1月、同団体が認定した合法木材供給事業体のうち5%を対象として、①合法木材の供給状況、②認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況、③改善すべき点、④合法木材供給全般についての意見に対してヒアリング調査を依頼した。24団体が協力し、115事業体を対象にした調査が行われた。

(イ) 調査結果の概要と考察

(事業体の概要)

業態別に見ると、素材生産業10社、原木流通業16社、製材業51社、合板製造業15社、チップ業4社、その他加工業5社、製品流通業11社である。合法木材の供給状況は、全量を合法木材として販売している事業体が27社、逆に全く合法木材を供給していない事業体が30社、あとは製品の一部を合法木材証明で販売しているが、そのなかには、要求があったときに証明書をつける場合と原料の証明書がある場合は合法証明をして販売する方針の会社に分かれる。

(認定条件の実施状況)

認定団体が事業体に対して行ったヒアリングは、以下の認定条件に従って、その実施状況を明らかにするものである。

(分別管理)

- ①合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(分別管理の場所)

分別管理の場所については、ほとんどすべての事業体が、申請書どおり分別管理の場所を確保しており、全量合法木材なので利用していないというケースを入れて、合法木材の供給のための分別管理が8割で行われている。

ただし、合法木材が入荷実績のないため利用していないという事例が1割ほどあり、これらは、実際に分別管理が始まった段階で問題点が発生する可能性がある。

(分別管理方針書)

分別管理方針書のように分別管理の実施の根拠となる文書の有無について明確なのは6割であり（調査結果で明確に記載されていないものもある）、これに基づき適切に管理されている、とする事業体が多数である。

ただし、現時点では証明の必要がないため、分別管理をしていない、としている事業体が約1割あり、今後の課題を抱えている。

また、その通り実施していないという事業体も約1割あり、分別管理の難しさを示している。

(管理簿や証明書の管理)

管理簿や証明書の保管など文書管理については、合法木材が適切に記載されているという事例が半数近いが、管理簿をもっていない事業体も半数近くある。認定段階では合法木材の供給事例がなく、この点についてのチェックはできなかったが、今後更新時などで重要な点となる。文書管理などの負担を軽減すべきとの意見も多く、システムの信頼性を確保しつつ、極力現実的な管理方法に

について検討する必要があるだろう。

(管理責任者)

管理責任者については選任、公開、研修の受講は適切に実施されている事例がほとんどであった。

3 合法木材流通調査

(1) グリーン調達追跡調査

(ア) 調査の趣旨と方法

主として国の機関で発注された公共工事を対象として、その事業で調達された合法木材を出発点として、施工業者→納材業者→加工業者→原木流通業者→素材生産者→合法性の証明書と証明の連鎖をさかのぼり、実際に行われている取引実態に応じて合法性証明の信頼性及び証明過程での問題点などを明らかにしようとするものである。調査結果の記載様式などは全木連が作成し、実際の調査についての起点となる事業の選定、各事業主体へのヒアリングなどは都道府県段階での木材団体（都道府県木連など）の協力により実施した。

(イ) 調査結果の概要と考察

国の建築工事のために納材する国産材を出発点とした製材品については、短い流通ルートであることもあり、比較的合法証明がとりやすい実態になっていることがわかる。

輸入材については、今回輸出業者まで明かとなった2件のうち1件は、輸出輸入とも国際的な認証制度によるCoC認定を取得している業者による貿易であるが、インボイスで物件に対する証明がなされておらず、十分な証明とはなっていない。このような事例は極めて多く、輸入材の証明については慎重に対応する必要がある。

証明書のルートが商流に応じて流れるのでなく、加工工場から施主である国の機関あてに直接発行されているケースが散見された。これ自体は証明の形式として問題はないと思われるが、証明書の発行が、国による建築物のように明確なエンドユーザー側からの要請があった場合にのみ行われていることが多いことの証左であろう。

産地でなく消費地に近い原木市場の中で、県をまたいで広範に原木を集めている例があるが、このような場合、原木市場の合法性証明には極めて困難が伴うことが想定される。原木市場は国産材流通において大きな役割を果たしているだけに、分別管理や証明の方法などについて適切な管理がもとめられる。

国の事業を受注する建築業者に資材を納入する納材業者は、業界団体認定を取得していないケースがあり、今回も証明の連鎖がつながらないケースが1事例あった。これらの納材業者に十分理解を得て、業界団体認定の取得や、企業独自の証明方法の構築などに取り組むよう要請する必要がある。

(2) 輸入材の合法証明調査

(ア) 調査の趣旨と方法

輸入材を直接取り扱っている加工・流通認定業者に対して、取り扱っている輸入材の合法証明の実態と可能性について明らかにすることを目的として調査を行った。具体的には合法木材供給事業者認定団体に対して、認定事業者の中で輸入材を直接輸入し、ないし輸入業者から直接買い取りをしている合法木材供給認定事業体で合法木材供給実績がある事業体に対してヒアリング調査を依頼した。都道府県段階の木材団体6団体と輸入業者の団体1団体が調査に協力した。

14の輸入事例について、提出された証明書に基づき詳細な検討が加えられた。

(イ) 調査結果の概要と考察

14の事例のうち、8事例はアメリカ・カナダの北米地域、3事例が東南アジアであり、欧州、中国、ロシアがそれぞれ1事例と地域バランスに欠けるものになっているが、合法木材の輸入実績のある事業体を対象にするという選定方法からある程度やむをえないことであった。

検討結果は以下の表の通りである。

輸入国	事例件数	証明ができる もの	不備があるもの
アメリカ	4	2	2
カナダ	4	2	2
東南アジア	3	3	-
欧 州	1	1	-
中 国	1	1	-
ロシア	1	1	-

このうち、証明が不備のものも含めて参考のために提示された証明書類の内容を掲載している。

(考察)

- 1)ここに示された事例は合法性が証明された事例を多く取り上げているが、証明が不備なものが多い。その理由は、証明方法が確立していないこと、証明可能にもかかわらず輸出業者が証明しないこと、日本の取組みが輸出国に正確に伝わっていないこと、等々が考えられる。この課題を克服するためには、政府・民間が協調して輸出国に合法木材供給を要請しなければならない。
- 2)民間ベースでは、林野庁ガイドラインにある合法性の証明方法に則り、CoC認証材にあっても、団体認定等に基づき証明する場合にあっても、いかなるケースでも、それぞれの納入ごとに具体的な証明書の交付を繰り返すことが基本であることを理解し先方に要請をすることが重要で、これにより、上記調査結果の概要において合法性証明が確認されなかったケースのほとんどが証明可能となり、また日本の輸入外材の過半について合法性が証明されるものと推察される。
- 3)また、輸入材の原産国の法律に則る合法木材の国際取引という外交面の制約及び根幹にある違法伐採対策については、基本的に政府の取組みと支援がなければ推進できることは言を待たない。日本政府には真に地球環境を守るためにの対策を講じていてそれを世界に発信していただきたい。それが、民間に求められている合法木材の普及を結実させる最大の支援と対策と考える。

(3) 国産材原木の合法証明調査

(ア) 調査の趣旨と方法

ある地域において中小素材生産者の多数を入荷者として、国産材原木の流通拠点となっている合法木材認定原木市場を対象とし、①合法性証明の概要、②出荷者の合法性証明の現状と課題、③分別管理の現状と課題、④全量合法性証明材とするための課題、⑤合法性証明代行の可能性などについてヒアリング調査を実施することとした。

(イ) 調査結果の概要

6の道県段階の木材団体が実施に協力し、15の原木市場を対象とした調査を行った。そのうち8は県森連が運営するもの（共販所）、4は木材団体が運営するもの、3は株式会社である。

（出荷者の合法性証明の課題）

今回の調査対象市場においても規模の大きな出荷者は大半が認定取得しているが、「小規模な出荷者の団体認定は困難である」との指摘が多い。このため

Q&A 2 3－4, 5による「原木市場による代行証明制度」を活用して小規模事業者に対応する必要がある。そのためには具体的な事例に基づく分かりやすい事例紹介が必要であろう。

また、地域によってはほとんどの出荷物件が合法証明付きで出荷されている場合があるが、伐採届けが必ずしも慣行となっていない地域もありその証明書の取得が困難な地域がある。行政と一体となった問題の解決が必要である。

(分別管理書類管理など)

原木の出荷者が近隣の顔の見える業者で伐採地域も周知の箇所であるような場合、原木出荷者に合法証明をとること自体の必要性についての理解が不十分な場合がある。いくつかの事例で、原料の証明なしに合法証明をしているケースがあったが、上記の無理解が背景となっている。海外の輸出先に証明書を要求する場合、国内でもそのような体制となっていることが内外無差別の観点から必要であることなどについての理解を深めることが重要である。このことが、合法証明システムの信頼性に関わる重要なポイントであり、認定事業者に、原料の証明の保管と、合法証明の発行との関連を厳格に運用するようにチェックする必要がある。もしも、証明書が取得できない場合は非証明材として販売するように周知する必要がある。

4 地方自治体（市町村）合法木材調達調査

(ア) 調査の趣旨と方法

地方の木材調達の重要な担い手である市町村の中で、合法木材の調達を行っている（あるいは、近い将来行う予定である）自治体に関し、グリーン購入の実態、合法木材調達の状況、庁舎など建築計画の中で木材調達実績、今後の調達方針、合法木材調達の課題についてヒアリング調査を実施することとした。

5道県の協力を得て、19の市町村が対象となった。

(イ) 調査結果の概要

5の道県で市町村全体のグリーン調達の概要を調査した結果は次頁の通り。

都道府県	全市町村数	グリーン購入計画を策定している	
		そのうち合法木材に 言及している	
A	40	25	0
B	38	10	0
C	27	2	2
D	17	4	1
E	180	38	4
計	302	79	7

政令指定都市、県庁所在地などの市町村はグリーン購入計画を策定しているが、いまだ、全市町村では2割程度である。

また、そのうち合法木材に言及しているのはさらに1割程度である。

調査した自治体のうち、合法木材を購入方針に位置づけているか、合法木材の調達実績のある、北海道苫小牧市、北海道旭川市、群馬県前橋市、静岡県浜松市、和歌山市、岡山市、岡山県倉敷市について、グリーン調達方針の収集をした。

第5章 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

1. 合法木材供給体制の概況

(合法木材供給体制の現状)

平成 18 年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組みは、平成 21 年 3 月 5 日現在 136 の認定団体が約 7,400 の事業体を合法木材供給事業者として認定しており(表 5・1 参照)、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況になっている。

なお、平成 19 年度の合法木材の取扱実績は表 5・2 のとおりで、本合法木材証明システムの取組みが始まって 2 年目に入り、合法木材の取扱推移は、例えば素材生産量においては初年度の 3.4 倍、割合では 6 割強となるなど確実に成果が上がってきてている。

環境省の平成 19 年度特定調達品目調達実績の概要によると、合法性が証明された製品の調達は昨年同様、低い数値となっており、今後これらの製品の供給の促進を図るために、供給側、調達側のスムーズな連携が必要であるとの報告がされている。

表5-1 合法木材供給事業者認定団体及び認定事業者数

平成 21 年 3 月 5 日現在

団体区分	認定団体数	認定事業者数
中央団体	20	1,397
地方団体	116	6,013
計	136	7,410

(注) 林業・木材団体で「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月、林野庁)」に基づいて合法木材供給事業者の認定を行っている木材組合、森林組合、素材生産、木材チップ生産、木材流通等の団体及び各団体が認定した事業者数を計上

(平成 20 年度事業の位置づけ)

平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業は、業界団体認定による供給システムの体制作りが一定程度進んだことから、本年度は、地方公共団体、木材関連業界、一般消費者等需要側に対する普及啓発を強化し、木材製品の調達を促すことに重点を置くとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するなど体制の一層の整備を行った。

また、合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため、木材製品等の供給に關係する国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）及び木材製品等の利用に關係する行政機関、業界団体及び事業者、消費者団体、並びに海外の木材輸出関係者等幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行った。

**表5-2 平成 19 年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告
(認定団体総合計))**

期間(平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

業種	木材・木製品の取扱量(総数)		うち合法性等の証明されたもの	割合	事業体数
	A	B	B/A		
	出荷量 千m ³	出荷量 千m ³	出荷量 千m ³		
素材生産	(国 内)	4,896	3,074	0.63	990
素材流通	(国内注)	8,049	3,500	0.43	320
木材加工	(国内注)	13,859	4,902	0.35	2,027
木材流通	(国内注)	13,603	2,022	0.15	1,726
その他	(国内注)	12	3	0.25	15
素材流通	(輸 入)	5,024	932	0.19	14
木材流通	(輸 入)	6,099	302	0.05	23

(注) 1. 社団法人全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した 99 団体

5,115 認定事業体の数値を集計したもの（平成 20 年 9 月調査）

2. 国内注：国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む

2. 需要・調達側への普及啓発

(1) 認定団体などと連携した普及活動の推進

合法木材の調達（利用）の促進を図るために、地方公共団体、企業、木材

関連業界、建築関係者、消費者団体及び一般消費者等に対する普及・啓発活動の強化が必要であることから、認定団体等と連携して次の取組みを実施した。

①建築関係者等向けセミナーの開催

8団体が、9箇所の会場に約500名の建築士、住宅建設関係者、グリーン調達担当者等を集め、違法伐採対策への日本の取組状況、政府のグリーン調達方針、合法木材供給体制の確立等についてセミナーを実施した。

②地方自治体窓口担当者向け説明会

19団体が、530カ所の国・県・市町村・各種団体・企業の担当者にパンフレットを活用して合法木材について説明を行い、ポスターの掲示を要請した。

③地方自治体・関係団体等へのポスター掲示要請

16団体が、2,100カ所の国・県・市町村・企業等へポスターを送付し、掲示を要請するとともに、パンフレットの送付も行った。

④県等が主催するイベントでの普及・啓発

15団体が22のイベントに参加し、ブースを設けてポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、54万人余に合法木材のPRを行った。

(2) 商品フェアなどへの展示

昨年に引き続きDIYホームセンターショウ、エコプロダクト2008展など建材・環境製品等の商品フェアの場で、合法性等の証明システムの普及と合法木材製品等の利用促進のための展示を行った。

①D I Y ホームセンターショウ

全木連では2008年8月23日から25日にかけて幕張メッセ国際展示場で開催されたD I Y ホームセンターショウ 2008(主催:社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会)に出展した。このショウは、DIYに関する「住生活に関する総合展示会」であり、DIYの普及の場であると同時に、業界関係者の商取引を促進する場でもあり、3日間で63,000人の来場者があった。

違法伐採総合対策推進協議会では、2ブースを設け、違法伐採問題、業界団体による合法性の証明方法等をパネル、パンフレット、映像放映等により紹介し、7,000を超す合法木材供給認定事業者の全国分布地図の展示、合法木材製品に関するアンケート等を行った。

また、今回は合法木材製品の展示コーナーを設け、ホームページ「合法木材

ナビ」上で合法木材製品を紹介している会社のうち5社から合法木材製品の提供を受け展示した。展示した合法木材製品はスギパネル、スギ柱材、羽目板、フローリング、学童机等であった。DIY関係者の中には、最近取り扱った製品に合法木材と明示しているものもあることから、合法木材のシステムについて知りたかったという方もいた。

②エコプロダクツ 2008 展

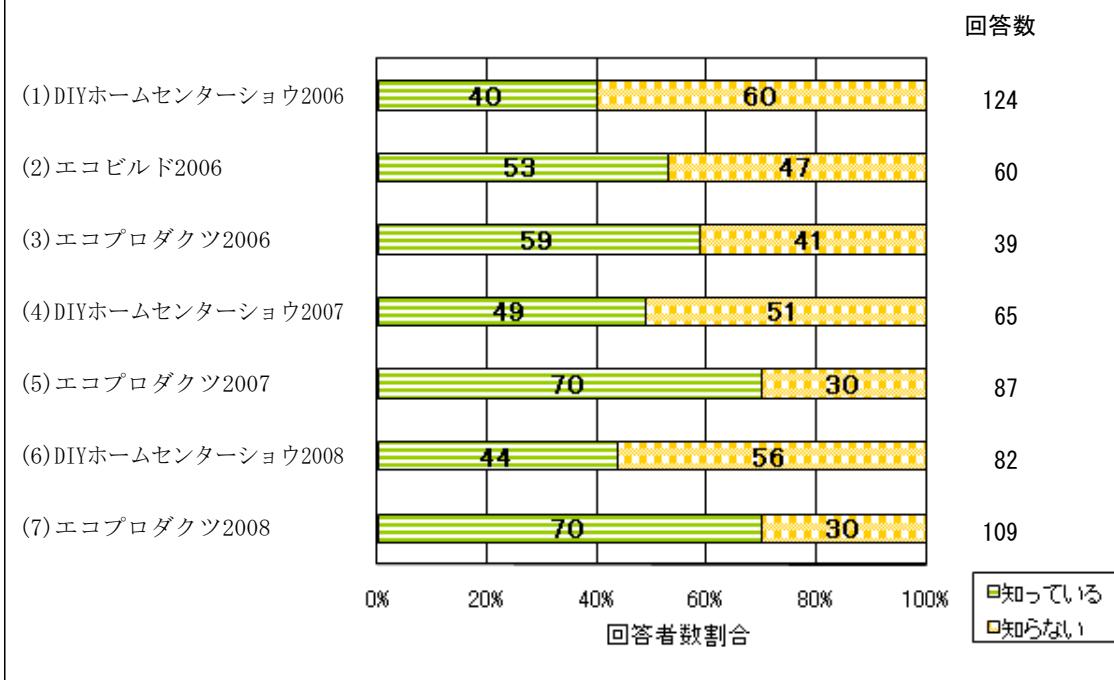
2008年12月11日から13日にかけて東京ビッグサイトで開催されたエコプロダクツ 2008 展（主催：社団法人産業環境管理協会、日本経済新聞社）に全木連として違法伐採対策関係で「Goho-wood（日本発の合法性が証明された木材）の取り組み」と題して、ブースを出した。違法伐採関係では3つのブースを設け、パネル展示、映像上映、合法木材供給事業者分布地図などの展示を行った。

今年の展示の特徴は、併催された合法木材等推進シンポジウムの席上で合法性等の証明木材の普及・利用の推進に尽力されて林野庁長官感謝状等を受賞された団体・企業等のプロフィール・取組み状況をパネルで紹介し、関連する合法木材製品を展示したことである。

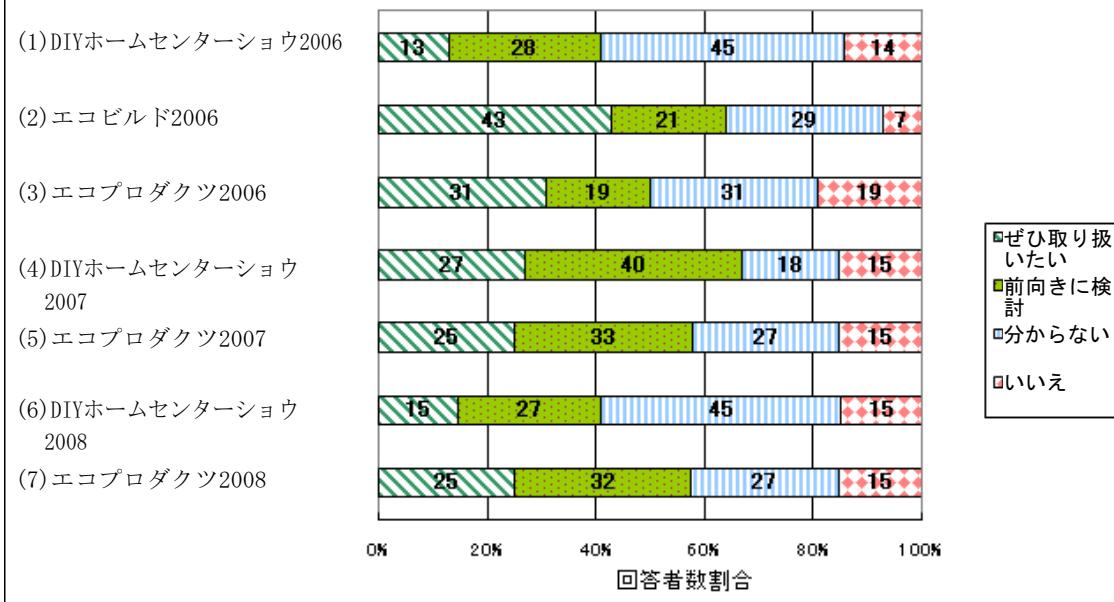
エコプロダクツ展は環境物品に関する展示会としては我が国最大のものであり、会期中の3日間を通じて174千人の来場者があり、当ブースにも多数の来場者があった。

なお、展示を行った過去3年間のこれらの展示会来場者に対して、アンケート調査を行ってきたが、その結果は以下の通りである。

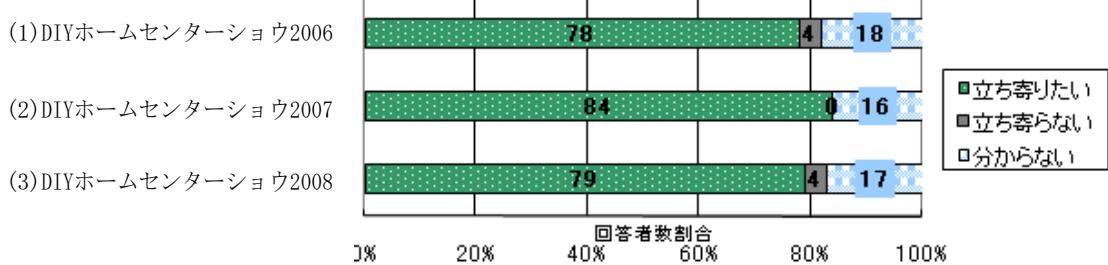
1. 違法伐採問題・合法木材の取組みについてご存じですか？



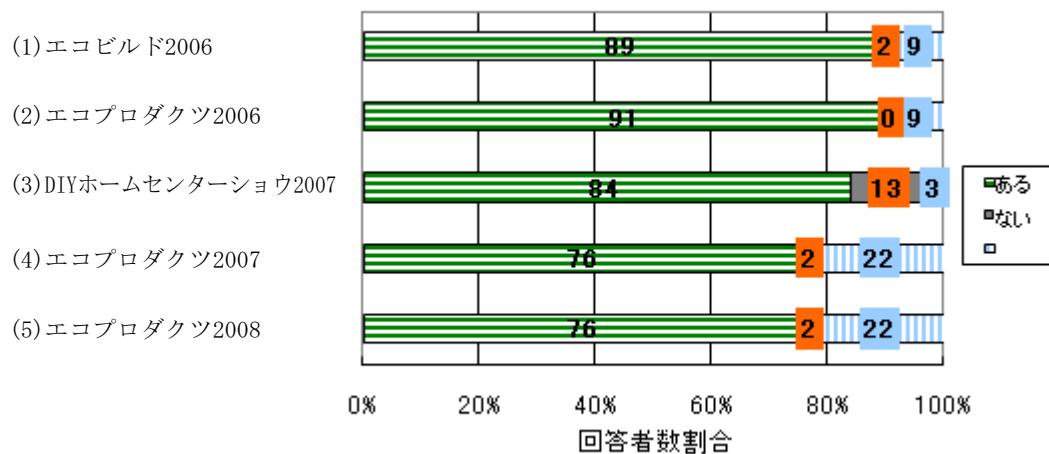
2. 合法木材及び木材製品を御社で取り扱い(購入・加工・販売等)お考えはありますか？



3. DIYショップに「合法木材製品コーナー」が開設してあれば、あなたは立ち寄りたいと思いますか？



4. 「合法木材製品マーク」をつくる計画があります。同マークが貼付された商品があれば、興味がありますか？



(3) 合法木材ナビホームページを使った普及活動

平成18年度事業で、「合法木材ナビ」（<http://www.goho-wood.jp/>）を開設して以来、徐々にコンテンツ（掲載内容）を増やし、また、週に1回は更新を行い、タイムリーな情報提供に努めてきた。その結果、このホームページを

見ればわが国の違法伐採対策、合法木材製品の供給体制整備に関する活動が全て網羅されているほどに充実してきた。それに伴い、ホームページの閲覧数（アクセス数）も増加傾向にあり、多いときは1ヶ月 5000 アクセスを超えるときもあった。このことからも、合法木材ナビを通して違法伐採対策、合法木材の供給・利用の促進への関心も高まっていることが伺われる（図 5-1）。なお、HP を開設してから 2 年以上経過し、掲載内容も多岐に渡ってきたことから、2009 年 3 月により分かりやすくトップページのデザインを変更した（図 5-2）。また、イベント等の情報をメールでお知らせしている、「合法木材ナビレター」（不定期配信）の配信先も 250 を超えている（2009 年 3 月までに、第 9 号を配信）。

その一方で、需要者・消費者からは、取組みを始めて 3 年近くたつにもかかわらず「実際に合法性等証明木材製品を購入しようとしてもどこで手に入るのかわからない」といった意見も聞かれ、そのような情報の提供を望む声が寄せられていた。そこで、今年度は特に具体的な合法木材製品を広く紹介し、需要者の利便性の向上に寄与するということに力点を置き、合法木材ナビの中に設置した「合法木材製品事例紹介ページ」の充実を図り、合法木材供給事業者に登録してもらい自社の合法木材製品を積極的に PR してもらうよう働きかけた。（図 5-3、「合法木材製品事例紹介」ページの URL は、http://www.goho-wood.jp/seihin/_pc/）

合法木材製品事例紹介ページでは、自社の合法木材製品を紹介したい事業者がオンラインで事務局（全木連）に申請し、認定団体、事務局の審査・承認を受けた上で、自社の合法木材製品を 1 社 5 製品まで無料で掲載し PR できるシステムである。また、合法木材製品を積極的に購入していくとする需要者にも使いやすいように、登録された製品を商品カテゴリー別、地域別に検索できる機能も備えている（図 5-4）。

このページでは、2009 年 3 月現在で全国の認定事業体 18 社が登録を済ませており、13 の商品が掲載されている。登録企業、掲載製品とも徐々に増えてはいるが、認定を受けた合法木材供給事業体全体からすればまだまだごく少数に留まっており、今後はさらに多くの事業者が登録し、合法製品を掲載することで広く合法木材製品の流通・普及に寄与することが期待される。

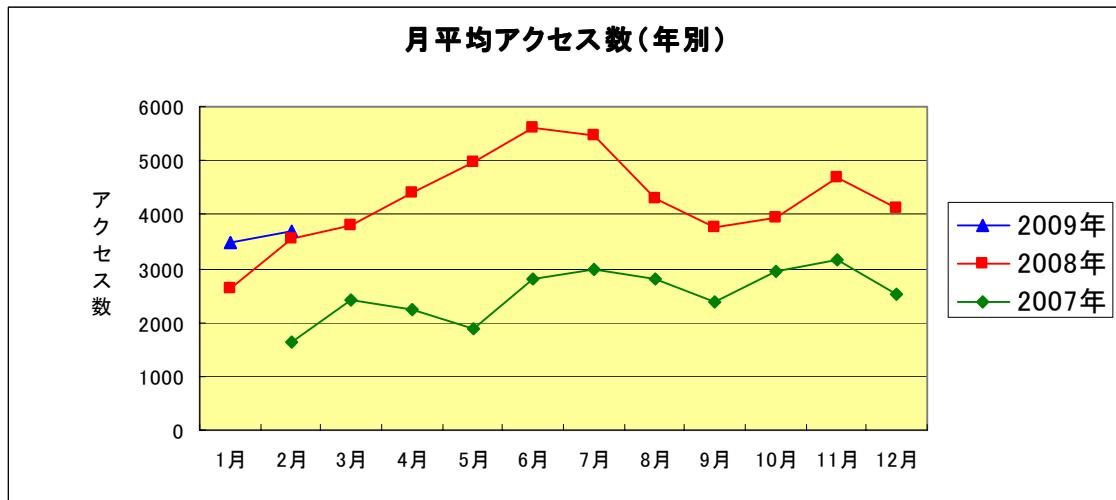


図 5-1 「合法木材ナビ」ホームページのアクセス数（閲覧数）



図 5-2 「合法木材ナビ」の新しいトップページ



図 5・3 合法木材製品事例紹介ページトップ

商品名	会社名
「KIHトラス」畜舎等の木造大型施設	丸善木材株式会社
北海道ログハウス	丸善木材株式会社
カステリア木床パネル「ウッドブロック」	丸善木材株式会社
名刺サイズツキ板見本20種	株式会社ダイゲン単板
ツキ板サンプル帳	株式会社ダイゲン単板
長良杉パネル	白鳥林工協業組合
ASA不燃杉パネル	有限会社ASA不燃木材会社
ASA不燃杉平板	有限会社ASA不燃木材会社

図 5・4 合法木材製品の検索結果画面

(4) パンフレット等の作成・配布

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットの作成・配布、新聞等への広告などを通して、合法木材製品の普及を図った。

① パンフレットの作成

○政府出先機関、地方自治体、企業の調達担当者、一般消費者向けパンフレット（「合法木材は地球を守る第一歩」に合法木材推進マークを掲載）を25千部増刷し、認定団体、認定事業体に配布し、政府出先機関、地方自治体等に対して合法木材PR用ポスターの配布と併せた普及活動を実施した。

○一般消費者向けパンフレット「地球温暖化を防ぐために合法木材をご利用ください」を70千部作成し、イベント会場等で配布した。

② ポスターの作成

違法伐採対策の重要性をPRし、合法木材・木材製品の普及及び調達を推進するため、合法木材推進マークの掲載されたポスターを5,000部作成し、認定団体を通じ認定事業体、政府出先機関（官公庁出先機関）、地方自治体（都道府県、市町村）、土木、建設会社等企業、流通業者等に配布し掲示を依頼するなど普及活動を実施した。



③ 一般紙（全国紙）への広告

3年間にわたり事業を進めてきた結果、ほぼ、合法木材の供給体制につ

いては整ってきたことから、2009年3月25日（水）の日本経済新聞朝刊（全国版、全五段）に、住宅・家具メーカー等の原材料調達部門への合法木材の浸透と、一般消費者に対する普及・啓発を目的に広告「使っていますか？合法木材」を掲載した。

広告の図柄



（5）需要者団体へのアンケートの実施

合法木材の需要者側に対して、違法伐採問題への取組みと合法木材の購入の意義をPRするとともに、証明システムの認識度や実施の状況を把握するため、DIY ホームセンターと総合建設会社（ゼネコン）に対して、それぞれの事業形態に沿った設問を作成し、アンケート調査を実施した。

ホームセンターに対するアンケートでは、社団法人日本DIY協会会員83社を対象に実施し、23社から回答を得た（回収率27.7パーセント）。また、総合建設会社に対するアンケート調査では、社団法人日本建設業団体連合会会員を対象に実施し、113社にアンケートを発送、53社から回答を得た（回収率46.9パーセント）。

その集計結果概要はそれぞれ次のとおりである。

【DIY ホームセンターを対象としたアンケート結果概要】

ア. 合法性等の証明された木材・木材製品について、70パーセント（16社）は認知しているが、30パーセント（7社）は聞いたことがないと回答。

イ. 違法伐採関連の問題について、政府が対応すべきで、民間企業ができることは少ないとの回答は35パーセント（8社）、証明方法の信頼性・効果に疑問があるとの回答は22パーセント（5社）と、受動的・消極的な意見を持っている一方で、自社の調達方針などでできるだけの協力はしたいとの回答が39パ

セント（9社）、自治体や民間企業などにもっと幅広く普及説明をすべきであるとの回答が44パーセント（10社）あり、違法伐採問題に対して積極的にとりくむべきであると感じていることがわかった。（複数回答）

ウ. グリーン購入のための調達方針の有無について、木材について言及している調達方針があるという回答は4パーセント（1社）、作成中は20パーセント（4社）であった。グリーン購入のための調達方針をもっていないという回答は76パーセント（16社）であった。

エ. 合法木材の仕入れへの関心について、26パーセント（6社）がすでに合法木材の取扱い実績があると回答した。また、実績はまだないものの、関心はあるとの回答は52パーセント（12社）であった。今のところ関心がないと回答したのは17パーセント（4社）であった。

【総合建設会社を対象としたアンケート結果概要】

ア. 合法性等の証明された木材・木材製品について、57パーセント（30社）は認知しているが、43パーセント（23社）は聞いたことがないと回答。

イ. 違法伐採関連の問題について、政府が対応すべきで、民間企業ができることは少ないと回答は28パーセント（15社）、証明方法の信頼性・効果に疑問があるとの回答は26パーセント（14社）と、消極的な意見を持っている一方、自社の調達方針などでできるだけの協力はしたいとの回答が23パーセント（12社）、自治体や民間企業などにもっと幅広く普及説明をすべきであるとの回答が66パーセント（35社）であり、違法伐採問題に対しては積極的に取組むべきであると感じている。（複数回答）

ウ. 平成19年度20年度において、公共工事の木材調達で合法木材の指定、証明書の提出が求められたものがあったという回答は4パーセント（2社）。そのうち指定どおり調達できたのは50パーセント（2社）という回答で、どれもが通常の調達先から調達できたとしている。また、合法証明情報の入手については、調達先がよく知っていたのが33パーセント（1社）。調達先もよく知らなかつたので、調べてもらったのが67パーセント（2社）であった。

エ. 顧客から指定が特にない場合の対応について、合法木材にこだわらないという回答は29パーセント（2社）である一方、合法木材を全社方針とするには情報が不足している、調達の利便性を重視する、違法とわかっているものでなければ証明の有無にはこだわらない等の意見が出されている。

オ. グリーン購入のための調達方針の有無について、調達方針をもっていないという回答は34パーセント（18社）であった。その一方で、調達方針があるという回答は57パーセント（30社）、さらに、木材についても言及している方針をもっている、具体的な木材調達方針ももっているという回答は合わせて9パーセント（5社）であった。

(6) 合法木材等推進シンポジウムの開催

平成18年度から、3年間の事業としての取組みの区切りとして、また今までの合法木材の供給と利用に関する活動報告の総括という趣旨で、2008年12月12日（金）東京ビッグサイト会議棟において、「合法木材等推進シンポジウム」を開催した。

このシンポジウムは、第1部「合法木材等普及推進顕彰」、第2部「パネルディスカッション」の2部構成とした。

第1部の合法木材等普及推進顕彰では合法性等証明木材の普及・利用の推進に貢献された合法木材供給認定事業者、認定団体、地方自治体等に対し、林野庁感謝状、全木連会長賞、違法伐採総合対策推進協議会会長賞が贈られることが紹介され受賞者が発表された。顕彰選考委員会委員長の荒谷明日兒氏（（財）林業経済研究所所長、違法伐採総合対策推進協議会委員）から選定経緯の説明、講評の後、各賞の受賞者に林野庁長官、全木連会長、協議会会長よりそれぞれ賞状が手渡された。（合法木材等普及推進顕彰、受賞者の詳細は後述の3（2）「合法木材等普及推進顕彰の実施」の項を参照）

第2部のパネルディスカッションでは、柿澤宏昭氏（北海道大学大学院農学研究院教授、違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会小委員長）を座長として、第1部の顕彰受賞者と違法伐採総合対策推進協議会委員の有識者をパネリストとして、今までの取り組みの成果、今後の課題について意見交換、検討を行った。受賞者側のパネリストからは、○当社では、取引業者は全て認定事業者となっているが、今後は出荷先である工務店等に対し当社が認定事業者であることをいかにPRしていくかが課題である。○社内への周知には業務マニュアルを作成して全従業員に配布した。○認定事業者になるため組合に入ってくる業者があり、会員の減少に歯止めがかかった。○社内の環境・調達等各部門だけでなく外部のNGOの協力を得て社内横断的に違法伐採防止・合法木材納入の活動を進めている。といったコメントがあった。また、それらのコメントに対して、協議会委員側のパネリストからは、○安心・安全を保証するために必要となるトレーサビリティを確保し、その実効性を確かなものとするには、信頼性と効率性を両立させることが必要である。違法伐採の取組みでは、信頼性の高い供給の連鎖を確立することが最も重要となる。とのコメントが述べられた。今後の展望としてパネリストからは、○供給側、利用者側、消費者側の理解が非常に重要である。○合法木材供給事業者の認定事業がしっかりと根付くためには、合法木材を求める声が必要で、業界を挙げて合法木材のPRを行うことが必要。○市場の拡大が今後の課題であり、そのためには政府と業界が一体となって、合法木材供給体制の整備や普及活動を進める必要がある。○違法伐採の情報ばかりが報道され、合法木材については一般消費者の認知が低い。○今後は、地域に密着した業者が中心となってPRしないと認知は進まない。

いのではないか。といった意見が出された。最後に座長から、「合法木材普及の取組みが着実に進展していることが理解できた。また、需要者や消費者への啓発、経済的インセンティブ、業界団体任せでなく地域密着で市場を広げる努力が必要である等の具体的な提案をいただいた。人任せにせず、それぞれの立場、それぞれの地域で需要喚起の取組みを進めることが必要だと強く感じた。」とのまとめの言葉があった。

一般公募による参加者も含め 100 名が出席した。



第 1 部 表彰式



第 2 部 パネルディスカッション

3. 国内の供給者への普及啓発

(1) 合法木材等供給体制に関する研修

業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法により供給される合法木

材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施した。

平成 20 年 7 月 24 日 東京都内で認定団体の責任者を対象に合法木材供給事業者認定団体研修（主催：全国木材組合連合会）を実施、101 団体（認定団体の 7 割余）、104 名が受講した。

また、平成 20 年 6 月～21 年 3 月に中央及び都道府県の認定団体が認定事業者の分別管理者・文書管理者を対象として合法木材供給事業者研修を実施した。研修実施団体は 30 団体、研修回数は延べ 94 回、受講者数は約 1,900 名であった。（図 5-5、表 5-3 参照）

図5-5 合法木材供給事業者認定団体・認定事業体研修実施状況

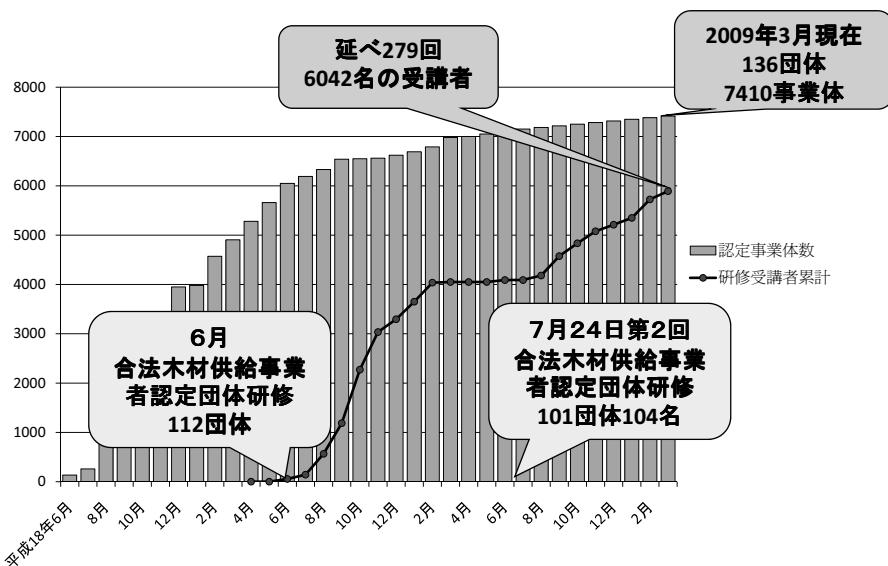


表 5-3 平成 20 年度 合法木材供給事業者認定団体等研修実行状況

研修名	開催時期	主催	研修実行状況
① 合法木材供給事業者認定団体研修	平成 20 年 7 月 (場所:東京)	全木連	受講者 101 団体 104 名
② 合法木材供給事業者研修	平成 20 年 6 月 ～21 年 3 月	認定団体 (中央団体 及び地方 団体)	実行団体 30 団体、延べ 94 回 受講者 約 1,900 名

(2) 合法木材等普及推進顕彰の実施

平成 18 年度から始まった合法木材供給の取り組みも約 3 年が経過し、業界団体による合法木材供給事業者も全国で 7,400 を超えるまでになり、合法木材供給体制の基盤が整った。これまでの活動の区切りとして、また、今後合法性等の証明された木材の利用推進・普及をさらに促進するためにも、合法性等証明木材の普及・利用の推進に際立って貢献のあった事業者・団体に対して顕彰し、その成果を広く紹介することとした。

顕彰は、①合法木材等供給部門（合法木材等供給事業者）、②同（合法木材等供給事業者認定団体）、③合法木材等利用部門の 3 つの部門からなり、林野庁長官感謝状、全木連会長表彰状、違法伐採総合対策推進協議会会長表彰状が贈られた。

受賞候補者は、全国の合法木材供給事業者認定団体等から広く推薦を求めた。

受賞者の選定に当たっては、合法性等証明システム普及 WG のもとに合法木材等推進顕彰選考委員会を設置し、顕彰者の選考を行った（選考委員長：荒谷明日兒氏（財）林業経済研究所所長、合法性等証明システム普及 WG 座長）。選考の結果、以下に示す事業者、団体が選定された。

なお、2008 年 12 月 12 日（金）に東京ビッグサイト会議棟で開催された「合法木材等推進シンポジウム」のなかで受賞者の発表と授賞式が行われた。また、受賞者の紹介パネルを作成し、前述のシンポジウムと同時期（2008 年 12 月 11 日～13 日）に東京ビッグサイトで開催された展示会「エコプロダクツ 2008 展」内の違法伐採総合対策推進協議会のブースで展示して来場者に PR を行った。

■ 合法木材等供給部門 合法木材等供給事業者

認定された合法木材等供給事業者のうち、合法木材等の製品を積極的に供給するとともに、原料供給側・川下側に対して積極的に普及推進を図っている事業者。

(ア) 林野庁長官感謝状(5企業・団体)

名称	所在地	業態	認定団体
○丸善木材株式会社	北海道 釧路郡釧路町	製材・チップ・加工品	北海道木材産業協同組合連合会
○協和木材株式会社	福島県 東白川郡塙町	製材加工	木材表示推進協議会
○住友林業株式会社 木材建材事業本部木材部	東京都 千代田区	木材輸入	日本木材輸入協会
○北三株式会社	東京都 江東区	合板・ ツキ板製造	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会
○浮羽森林組合	福岡県 うきは市	林産 (素材生産)	福岡県森林組合連合会

(イ) 社団法人全国木材組合連合会会長表彰状(6企業・団体)

名称	所在地	業態	認定団体
○気仙木材加工協同組合連合会	岩手県 陸前高田市	製材、集成材、チップ	岩手県木材産業協同組合
○株式会社沓澤製材所	秋田県 大館市	製材、チップ	秋田県木材産業協同組合連合会
○一場製材株式会社	群馬県吾妻郡中之条町	製材加工	(社)群馬県木材組合連合会
○株式会社東海木材相互市場	愛知県名古屋市熱田区	原木・ 製材流通	(社)全日本木材市場連盟
○山下木材株式会社	岡山県 真庭市	製材加工	(社)岡山県木材組合連合会
○日南製材事業協同組合	宮崎県南那珂郡北郷町	原木流通	宮崎県木材協同組合連合会

(ウ) 違法伐採総合対策推進協議会会長表彰状(19企業・団体)

名称	所在地	業態	認定団体
○協同組合 ウッディハウスおけと	北海道 常呂郡置戸町	原木流通 製材加工 チップ製造	北海道木材産業 協同組合連合会
○大澤木材株式会社 道東事業部	北海道 釧路市	原木流通 素材生産 チップ製造	北海道木材産業 協同組合連合会
○東邦木材工業株式会社	北海道 士別市	製材加工 チップ製造	北海道木材産業 協同組合連合会
○松原産業株式会社	北海道 夕張郡栗山町	合板製造 素材生産 原木流通 製材加工	北海道木材産業 協同組合連合会
○三津橋産業株式会社 針葉樹製材工場	北海道 士別市	製材加工 チップ	北海道木材産業 協同組合連合会
○三津橋農産株式会社 名寄工場	北海道 名寄市	製材加工 チップ	北海道木材産業 協同組合連合会
○山一木材工業株式会社	北海道 瀬棚郡今金町	製材加工 素材生産 チップ	北海道木材産業 協同組合連合会
○丸上木材株式会社	秋田県 山本郡藤里町	製材加工	秋田県木材産業 協同組合連合会
○たかはら森林組合	栃木県 矢板市	素材生産	栃木県森林組合連合会
○小井土製材株式会社	群馬県甘楽郡 下仁田町	製材加工	(社)群馬県木材組合 連合会
○坂巻林業	埼玉県南埼玉 郡宮代町	チップ製造	(社)埼玉県木材協会
○千葉県森林組合市原支所	千葉県 市原市	製材加工	ちばの木認証センタ ー
○ナナミ通商株式会社	東京都 千代田区	製材品輸入	日本木材輸入協会
○株式会社ダイゲン単板	大阪府 大阪市大正区	ツキ板製造	全国天然木化粧合单 板工業協同組合連合会

○ラミネート・ラボ株式会社	富山県 富山市	製材加工 集成材製造	富山県木材組合連合会
○大知木材株式会社	兵庫県 神戸市西区	製材流通	神戸木材協同組合
○株式会社津山綜合木材市場	岡山県 津山市	原木流通 製材流通	(社)全日本木材市場連盟
○池川木材工業有限会社	高知県 吾川郡仁淀町	木工品加工	(社)高知県木材協会
○九州木材工業株式会社	福岡県 筑後市	保存処理木材	(社)福岡県木材組合連合会

■. 合法木材等供給部門 合法木材等供給事業者認定団体

合法木材等供給事業者認定団体のうち、会員に積極的に普及を図ると共に、合法木材等の利用拡大に積極的に取り組んでいる団体。

(ア) 違法伐採総合対策推進協議会会長表彰状(7団体)

名称	所在地	業態
○北海道木材産業協同組合連合会	北海道札幌市	一般木材業
○岩手県木材産業協同組合	岩手県盛岡市	一般木材業
○宮城県森林整備事業協同組合	宮城県仙台市	素材生産業
○社団法人群馬県木材組合連合会	群馬県前橋市	一般木材業
○社団法人埼玉県木材協会	埼玉県さいたま市	一般木材業
○日本木材輸入協会	東京都江東区	木材輸入業
○富山県木材組合連合会	富山県富山市	一般木材業

■. 合法木材等利用部門

地方自治体、調達企業等のうち、合法木材等を積極的に購入し、合法木材等の普及に積極的に取り組んでいる企業・団体。

(ア) 林野庁長官感謝状(1企業)

名称	所在地	業態
○積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区	住宅建築

(イ) 社団法人全国木材組合連合会会長表彰状(1企業)

名称	所在地	業態
○新産住拓株式会社	熊本県熊本市	住宅建築

(ウ) 違法伐採総合対策推進協議会会長表彰状(2企業・団体)

名称	所在地	業態
○株式会社丸公	栃木県大田原市	木材流通
○市原市	千葉県市原市	地方自治体

(3) 合法木材ハンドブックの作成

違法伐採総合対策推進事業の成果として、過去に作成された普及用資料を再編集し、違法伐採問題と合法性が証明された木材の概要について説明した木材業者向けおよび、一般消費者向けの解説書を作成した。

このハンドブックは、過去に当事業で作成した、合法木材供給事業者研修関係テキストおよび同パワーント教材を材料として内容を再構成し、合法木材供給者のみならず一般消費者にもわかりやすい表現にしたものである。また、資料編として、ガイドライン本文及びQ&Aを添付した。

サイズ：A4版、中綴じ、横書き
用紙：間伐紙ホワイト
頁数：60頁
カラー：4色刷
作成部数：6千部
作成：全木連、編集：編集委員会（普及WGメンバーにより構成）

構成：

はじめに

目次

扉／合法木材供給事業のあらまし

- 1 なぜ違法伐採問題に取り組むのか
- 2 合法木材供給事業の仕組み
- 3 林野庁ガイドラインと分別管理者・文書管理責任者の役割
- 4 合法性が証明された木材製品の普及と合法木材ナビの役割

扉／資料編

資料 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

資料 ガイドラインに関連したQ&A

4. G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議

違法伐採総合対策推進事業の一環として、日本で行ってきた「合法性・持続可能性を証明した木材・木材製品(Goho-wood)を供給し普及する取組み」を、G8サミットはじめ国際的な場に発信するため、地球環境国際議員連盟(グローブインターナショナル)の主要メンバーを招待し、「G8サミットに向けたGoho-wood円卓会議～地球環境国際議員連盟(GLOBE International)と語る合法木材供給システムの将来～」が2008年6月27日(金)に東京プリンスホテルで開催された。

会議には海外から8カ国(ブラジル、カメリーン、カナダ、デンマーク、インド、インドネシア、ロシア、UK)の国会議員など15名、国内からは農林水産大臣はじめ8名の国会議員を含め100名余、あわせて約120名が参加し、違法伐採総合対策推進協議会代表大熊幹章東大名誉教授を座長に行われた。

会議では、「Goho-woodの取組みは、他国でこのまま取り入れるのは難しいかもしれないが、違法伐採対策を持続可能性の第一歩として取組んでいる姿勢・基本的考え方は、国際的にも評価される」(大熊座長とりまとめ)と我が国の業界団体の取組みについて積極的な評価をされた。今後の課題としては

- (1) 合法性証明の信頼性の確保への取組の重要性
- (2) 政府調達にとどまらず、民間セクターへの普及の必要性

- (3) 合法木材に対するインセンティブの付与の重要性
- (4) 企業の認定の取り消しなど、厳正な適用の必要性等が指摘された。



平成 20 年 6 月 27 日

G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議座長とりまとめ

まだまだ、議論はつきないと思いますが、会場の時間の都合もありますので、このへんで会議のとりまとめに移らせていただきたいと思います。短い時間ではありましたが、皆様方から活発にご意見が出され、非常に有意義で実り多い会議になったと考えております。ありがとうございました。さて、本日の会議はグローブインターナショナルのメンバーをはじめ、参加者の皆さんによる意見交換を行うことが目的であり、特に文書による取りまとめは考えておりませんが、会議の締めくくりとして、私、議長の責任において口頭で本日の会議のまとめを行いたいと思います。

全体としては、

- (1) 違法伐採対策に取り組むことは、森林減少の抑制等、地球規模の気候変動対策や生物多様性の保全など、森林生態系サービスの恩恵を受ける、地球上すべての者にとって重要であり、G8でも焦点をあてるべき課題であること。
- (2) 生産国・消費国が協働して違法伐採対策に取り組んでいくことの重要性。
- (3) 一方で、生産国における技術の向上や資金面で様々な課題や困難がありこれを克服していくことが重要、

との意見があつたかと思います。

我が国の取組については、吉野議員から基調報告がありましたが、

- (1) 合法性が証明された木材は、合法木材供給事業者の信頼の連鎖により供給されること、
- (2) 合法木材供給事業者は、業界団体を含む何らかの第3者からの透明性のある手続きを踏まえた承認が必要なこと、
- (3) 証明の連鎖は、合法木材供給事業者が作成する書面による証明によりつながること、
- (4) この措置は、国内材、輸入材又はハイリスク、ローリスク国等に関係なく全ての国に要求されること

等の点で多くの賛同を得られたと考えます。

また、この Goho-wood の取組は、他国でこのまま取り入れるのは難しいかもしれないが、違法伐採対策を持続可能性の第1歩として取り組んでいる姿勢・基本的考え方は、国際的にも評価される、とのお言葉もいただきました。

今後の課題としては、具体的に、

- (1) 合法性証明の信頼性の確保への取組の重要性
- (2) 政府調達にとどまらず、民間セクターへの普及の必要性
- (3) 合法木材に対するインセンティブの付与の重要性
- (4) 企業の認定の取り消しなど、厳正な適用の必要性

等が述べられました。

民間セクターの取組として、住友林業、コクヨファニチャーからの説明がありました
が、これら民間の積極的な取組、特に植林等の取組に対し、評価する旨発言があり
ました。

また、全体的に様々な意見が出されました。主な意見としては次のようなものであ
ったと思います。

- (1) 生産国における貧困撲滅、資金的、技術的な支援の必要性
- (2) 違法伐採の取り締まりの強化の重要性
- (3) レーシー法、二国間の協定(VPA)等の取組の必要性
- (4) 違法伐採・森林保護に関する国内法の整備、国際ルール、基準の必要性
- (5) 合法木材の認証システムの構築の必要性
- (6) 合法木材に関する国際的な普及活動の必要性
- (7) 合法性証明・トレーサビリティの重要性とその一方での実施の困難性
- (8) 学校カリキュラムの中に違法伐採の問題を組み込む必要性
- (9) 木材は環境に重要なものであり、それを踏まえた貿易のルールを考慮すべき
- (10) 合法木材へのインセンティブの付与、特にインセンティブの公正な配分

これ以外にも意見があったと思いますが、私、議長としてはこのように取りまとめさ
せていただきました。

これらの意見に関しましては、今後の違法伐採対策を進めるに当たって、それぞれ
の立場で留意していただきたいと考えております。

我が国の政府調達制度も導入から丸2年が経過し、着実に定着してきているもの
と考えています。しかしながら、木材、木材製品への信頼をさらに高めるためには、
我が国としても政府・業界・市民社会が協調しながら、今回いただきました貴重なご
意見を受け止め、しっかりと検討していく必要があるのではないかと感じました。

3時間以上に渡りまして熱心な御議論、ありがとうございました。

この森林の問題については、違法伐採対策を一つのきっかけとして、森林の持つ
様々な機能・役割を正しく評価するとともに、この自然の恵みを多様な関係者の中
で、どのように公平に分配していくのか、地球温暖化や生物多様性の視点も含めて
議論が必要であるという大きな課題もいただきました。

皆様には、議事進行にご協力いただき感謝申し上げるとともに、時間の都合で十
分な御発言をいただけなかったことに対しあ詫びを申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の円卓会議を終了させていただきたいと思いま
す。

ありがとうございました。

[資 料 編]

- 平成20年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について74
- 平成20年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領77
- 平成20年度合法性・持続可能性証明システム検証事業実施要領80
- 平成20年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領82
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言85

平成20年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について

第5回違法伐採総合対策推進協議会

平成20年6月11日

1 基本的な考え方

第1年度は、業界内部へのガイドラインの普及と業界団体認定による合法木材製品供給体制の立ち上げ、2年目となる平成19年度は、「業界団体認定による供給システムの器作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ること」として取り組み、130団体を超える認定団体が7千社近い合法木材供給事業体を認定し、全国に合法木材供給のネットワークが形成されている。

事業第三年目の最終年となる平成20年度は、さらに、

- ①需要者に対するPRを展開し合法木材を実需に結びつけると共に、
- ②それに応え、信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制づくりをし、これらをあわせて、自立的な合法木材ビジネスの展望を明らかにする年である。

また、G8北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、③日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援することとする。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

(1) 事業の目的

我が国の合法木材の需要拡大・定着、供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

(2) 事業の実施方向

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および地方自治体の調達事例について、需要の拡大と定着という観点で調査を行う。その際、その結果は先進事例調査結果としてとりまとめるとともに、調査結果についても報告会を行うなど、

普及事業と連携を取りながら実施する。

海外事例調査の一環として、過去二回にわたる国際セミナーの蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。

海外事例現地調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。上記の結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、結果の普及に寄与することとし、様々な形でセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

(1) 事業の目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

(2) 事業の実施方向

業界団体の合法供給体制が整備され、合法木材の需要拡大・定着が期待されており、他方で、今後の証明方法の検討が本格的に開始される中で、地方自治体を中心に合法木材の調達実態についての調査を行うと共に、認定団体・認定事業体業務の実態とシステムについての網羅的な調査を行い、また、過去の調査結果に基づき供給体制整備を推進するに当たっての課題となるべき点の調査を実施する。

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(1) 事業の目的

合法木材の調達（利用）及び供給の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

(2) 事業の実施方向

需要・調達側に対しては、国、地方自治体、企業、業界団体、建築関係者、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布

するほか、新聞・雑誌等への広告、エコプロダクト展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通じて、持続可能な森林管理の重要性と違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材等が証明された木材・木材製品の普及を図る。また、地方の認定団体と連携して建築関係者向けセミナー、自治体調達窓口担当者向け説明会など需要を喚起するきめ細かな活動を展開する。

国内の供給側に対しては、業界認定システムなどにより供給される合法木材製品を拡大し、信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するとともに、優良な取組を発掘し顕彰する。

産地国の供給サイドに対しては、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、関連したイベントを開催するなど、日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する。

また、事業を総括するイベントを計画する。

平成 20 年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領

1. 事業の目的

我が国の合法木材の需要の拡大・定着、供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

2. 事業内容

- (1) 国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および地方自治体の調達事例について、需要と拡大と定着という観点で調査を行う。その際、その結果は先進事例調査結果としてとりまとめるとともに、調査結果についても報告会を行うなど、普及事業と連携を取りながら実施する。
- (2) 海外事例調査の一環として、平成 19 年度の国際セミナー2007 の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。
- (3) 海外事例調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。
- (4) 上記の結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、結果の普及に寄与することとし、様々な形でセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

3. 調査課題と実施体制

(1) 国内調査

1) 調査課題

① 先進事例調査

平成 19 年度までの事例調査の結果を踏まえ、川下業界団体（住宅・文具・家具・印刷業など）などの協力を得て、先進事例の聞き取り調査を行い、合法木材調達の先進事例（調達方法、製品の表示・販売方法等）を取りまとめ広く紹介する。

②地方自治体の調達事例に関する調査

地方自治体のグリーン購入による合法木材調達の取組を調査し、合法木材調達を先進的に取り組んでいる、都道府県、市町村の取組を取りまとめて広く紹介する。

介する。

2) 調査体制

上記調査の一部を、全国木材検査・研究協会に委託して実施する。

3) 調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。また、セミナー、研修会などに活用する。

(2) 海外合法木材等事例収集調査

海外事例調査の一環として、二回にわたる国際セミナーの蓄積を踏まえ、広く海外の企業及び団体等に対して、日本に合法木材を供給している事例（計画中も含む）の提供を求め、分析検討結果を含めて公表する。

1) 実施方法

日本に対して合法性を証明して木材・木材製品を輸出している業者・団体に対して、国際セミナーで作成した統一した様式に基づき情報提供を求める。結果は、合法木材ナビ上などで公表する。

2) 実施体制

専門調査員を活用

(3) 海外現地調査

重要性、緊急性の高い主要木材輸出国の木材生産・流通・輸出の実態と合法性証明のための制度の実態を調査するとともに、過去の調査の実績も含めた調査結果の分析、集積をおこなう。

1) 調査対象国

① ロシア（イルクーツク地区）

過去の調査の結果を踏まえ、ロシアイルクーツク地区の流通拠点を中心として、木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握をさらに進める。また、我が国のガイドラインについての認識を広めるとともに、業界による合法性証明のための仕組み作りの具体的提案をする。

② インドネシア・マレーシア

過去に現地調査が行われていないマレーシア・サバ州についての現地調査を行うとともに、必要な補充調査を行い、その結果を国際セミナーで報告された内容とともに、最近の情勢について分析を行い、普及を行う。

③ 中国

輸入原料に基づく中国木材製品が我が国に多量に輸出されている現状を踏まえ、中国木材流通協会と連携し、さらに中国産木材製品の流通経路や原産地等

について調査し、我が国のガイドラインに基づき合法性が証明された木材製品の輸出の可能性を明らかにするとともに、我が国のガイドラインについての認識を広める。

2) 調査課題

ア 違法伐採に関する当該地域の背景

木材加工、輸出等関連法規に関する調査／森林資源、木材生産基盤及び木材貿易の実態調査／木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態に関する調査

イ わが国の合法性証明制度に対する対応

違法伐採問題への行政の対応、NGO、消費者等の取組み／わが国の合法証明制度に対する関係者の認識／合法証明システムの現状、合法木材・木製品の輸出実績

ウ 当該地域から現時点で合法木材製品を輸入する方法

利用出来る合法証明システム、利用上の留意点

エ 合法木材供給に対する今後の展望と提案

3) 調査体制

主要木材輸出国調査は、現地事情に精通した者の協力を得るため、WG の指導のもと、それぞれ一部を以下の機関に委託して実施する。

ロシア：国際環境 NGO FoE Japan

インドネシア・マレーシア：(財) 地球・人間環境フォーラム

中国：木材利用推進中央協議会

4) 普及活動との連携

関係者の団体の会合を利用するなど、対象国の関係者に対し、調査の趣旨・結果及びわが国ガイドラインの説明を行い、意見交換をする機会を設ける。調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。また、国内関係者向けセミナー、研修会などに活用する。

平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム検証事業実施要領

1 目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

2. 事業内容

業界団体の合法供給体制が整備され、合法木材の需要拡大・定着が期待されており、他方で、今後の証明方法の検討が本格的に開始される中で、地方自治体を中心に合法木材の調達実態についての調査を行うと共に、認定団体・認定事業体業務の実態とシステムについての網羅的な調査を行い、また、過去の調査結果に基づき供給体制推進上の課題となるべき点について調査を実施する。

(1) 合法木材調達国内調査

- ア 昨年の国の窓口での調査に引き続き、事例調査の内国内調査と連携し、地方公共団体の調達方針を中心として、合法木材の優先的購入・使用に関する理解、取組み方針、実施結果などについて調査を実施する。調査方法は、アンケートのほか各都道府県で数箇所程度を聞き取り調査で行い、需要者側からの合法木材の利用・供給の問題点を明らかにする。
- イ 調査は平成 20 (2008) 年 8~11 月に実施。調査体制は都道府県木連の協力を得つつ、専門調査員で実施。

(2) 認定事業検証国内調査

- ア 認定事業を実施している全ての認定団体を対象に、①認定審査、認定者に関する指導管理などの業務のガイドラインや自主的行動規範に基づく実施状況、②安定供給や信頼性を確保するまでの課題、③推奨すべき事例、などについて、網羅的な調査を実施する。(アンケート調査及び聞き取り)
- イ 団体認定を受けた認定事業体を対象に、①申請時点での管理方針の実施状況、②合法木材・同製品の購入、販売状況、③安定供給や信頼性を確保する

上の課題、③推奨事例、などに関する調査を実施する。(アンケート調査及び聞き取り)

ウ 過去の、建築工事、家具等合法木材調達を行った国、都道府県、地方公共団体の機関などの調査を参考に、最終納材業者、建設業者などを対象として、合法木材の認知状況、合法木材の調達方法などについて調査を実施する。

エ ①輸入材の取り扱い業者、②商流のみを担う流通業者、③小規模の自伐林家などと取引する原木市場などを対象として、合法木材の調達方法、証明書の発行実態などを合法証明の流れ等を調査する。

(3) 海外調査

ア 事例調査の3の(2)の結果を踏まえ、検証調査の必要性、妥当性等を総合的に判断し、平成20(2008)年10月頃までに調査対象を2カ所程度選定する。調査時期は平成20(2008)年10月～12月現地調査

イ 各地域において、以下の点について調査を行う。

①当該地域の森林経営と木材を巡るグリーン購入(背景となる情報)

当該地域の森林法の施行と強化および森林経営の現状の一般的評価／木材を巡るグリーン購入動向とその対応

②日本のガイドラインと証明書の関係

証明書の概要／伐採時点の合法性をチェックする仕組み／持続可能性をチェックする仕組み／分別管理の仕組み

③今後の課題と展望

現在の証明書のシステムの問題点と今後の改善すべき課題

平成 20 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領

1. 事業の目的

合法木材の調達（利用）及び供給の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、建築関係者、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

2. 事業の実施方向

（1）普及・啓発の対象

違法伐採対策の効果的な実施という観点から、木材製品等の利用に關係する行政機関、業界団体及び事業者、並びに消費者団体及び消費者、木材製品等の供給に關係する国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）並びに海外の木材輸出関係者、等、幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行う。

（2）普及・啓発の方向

需要・調達側に対しては、国、地方自治体、企業、業界団体、建築関係者、一般消費者などを対象とした合法木材 PR パンフレットを作成・配布するほか、新聞・雑誌等への広告、エコプロダクト展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通じて、持続可能な森林管理の重要性と違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材等が証明された木材・木材製品の普及を図る。また、地方の認定団体と連携して建築関係者向けセミナー、自治体調達窓口担当者向け説明会など需要を喚起するきめ細かな活動を展開する。

国内の供給側に対しては、業界認定システムなどにより供給される合法木材製品を拡大し、信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するとともに、優良な取組を発掘し顕彰する。

産地国の供給サイドに対しては、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、関連したイベントを開催するなど、日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する。

3. 具体的な事業内容

（1）需要者に対する PR を展開し合法木材を実需に結びつける（需要・調達側への普及啓発）

ア 認定団体などと連携した普及活動の推進

合法木材に対する具体的な需要を喚起するため、地方の認定団体を中心に、建築関係者向けのセミナー、地方自治体窓口担当者向け説明会などの開催、ポスターの掲示要請、イベントでのブース出展などの事業提案を募り、PR事業の委託を実施することとし、別途実施要領を定める。

イ 合法木材製品普及用のパンフレットなどの作成配布

合法木材製品の購入調達を推進するため、国、地方自治体、企業、住宅・木材製品業界団体、ホームセンターDIY関係者、一般消費者を対象としたパンフレットを作成し、セミナー、展示会などあらゆる機会を通じて配布を行う。検証事業の実施過程などを通じて需要先へのPRを行う。

ウ 商品フェアなどの展示

昨年に引き続きエコプロダクツ展など建材・環境製品に関するフェアのほか、幅広く環境展・消費者展などを活用し、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行う。

エ 事業を総括するイベントの開催

エコプロダクツ展での併催を念頭に、合法木材の供給・需要の先進的な取組を紹介するイベント（「合法木材推進シンポジウム」仮称）を年度後半に実施する。

オ 合法木材製品紹介用ホームページの普及

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に同製品を直接PRするツールとして昨年度の事業で構築した合法木材ナビ上の表記ページを普及し、掲載内容の充実を図る。

カ 合法木材推進マークの検討

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材推進マークを普及すると共に、合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用について検討する。

(2) 合法木材製品の供給拡大と信頼性の向上（国内の供給者への普及啓発）

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」に基づき、認定団体における認定業者の審査及び運営の責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者認定団体研修」、および、19年度の研修未受講者、新規認定事業体担当者を中心に、認定事業体の分別管理・文書管理責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者研修」を実施する。

また、認定事業体の供給を拡大するため、違法伐採問題の取組の意義、需要者側の動きなどのPRを引き続き進めるとともに、優良事業体の発掘・顕彰につ

とめる。

(3) 日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する（海外の供給者への普及啓発）

ア Goho-wood 証明システムネットワーク

二回にわたる違法伐採対策推進国際セミナーの成果を踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作ることとする。

合法木材ナビの内部に「〇〇の合法木材証明システム」 Goho-wood Verification System from xxx (仮題) のページを日本語・英語で構築し、合法木材を証明して国際市場に販売している企業、業界団体などに参加を呼びかける。普及を行うとともに関係者の投稿が掲載されるオープンなシステムとし、ネットワーク化を図る。

イ G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議の開催

G8 北海道洞爺湖サミットに向けて地球環境国際議員連盟(グローバル・ナショナル)が違法伐採問題についての提言を行うべく 6 月下旬、東京議員会合を実施するなど準備を進めており、その中に日本の違法伐採総合対策の成果 (Goho-wood の取り組み) を反映させることが重要である。このため、国際セミナー2007 II in 横浜サマリーステートメントの内容を基に、地球環境国際議員連盟の関係者と連携を図り、日本の Goho-wood の取り組みを G8 サミットはじめ国際的な場に発信するため、主要メンバーを招待し、公開の意見交換会 (G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議) を開催する。

ウ 調査事業と連携をとったガイドラインの海外での普及

海外の業界団体の大会、海外事例調査などの機会に小セミナーを行うなど、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」の各國語版をもとにして、我が国の違法伐採問題への取組の理解を広める。

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する提言

平成 21 年 3 月 30 日 違法伐採総合対策推進協議会

1 はじめに

平成 18 (2006) 年から概ね 3 年の間、グリーン購入法の下で合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）を優先的に購入するとの政府の方針を契機として、木材業界を始めとした関係者は違法伐採木材を排除する国際的な動きに呼応し、林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明」に取り組み、一定の成果を上げてきた。

業界団体の認定を基礎にした事業体による合法性証明の連鎖を作り上げる方法は、効率的で広く普及可能なシステムとして海外からも注目されてきた。

また、累次の国際シンポジウムのサマリーステートメント¹⁾や円卓会議における基調講演²⁾の中で、Goho-wood の取組として集約され、今後のさらなる発展に向けてのメッセージとともに、世界に向けて情報発信がなされてきたところである。

一方、これまでの取組と関連する調査^{3),4)}を通じて、合法性、持続可能性の証明の信頼性を向上させるためにはどうしたらいいか、また、合法性、持続可能性の証明がなされた木材・木材製品の利用をさらに拡大するためには何をする必要があるのかなど、いくつかの課題等も浮き彫りになってきた。

このため、平成 20 (2008) 年 6 月に違法伐採総合対策協議会証明方法検討部会の下に、「『今後の証明方法のあり方検討』小委員会」を設置し上記の成果を踏まえ、①合法性、持続可能性の証明方法、②需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策、③供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策の 3 つの課題について主として技術的な検討を行ってきた。この提言書は、その結果を基に行われた証明方法検討部会の議論を踏まえ、木材製品の合法性、持続可能性の証明方法に関する現状認識と今後の課題をまとめ、国等の関係行政機関を始め木材供給者、需要者等に対する提言として違法伐採

総合対策協議会が取りまとめたものである。

2 合法性、持続可能性の証明方法について

(1) 合法性、持続可能性の定義

ア) 合法性の定義

(現状認識)

ガイドラインでは合法性は「伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること」と定義されている。検討の過程で法令の対象範囲を明確・詳細に記載すべきとする意見も出されたが、現時点では現在の定義を変更すべきとの結論には至らなかった。

ただし、この定義を具体的なケースに当てはめていく場合、国産材の場合には普及用パンフレットやQ&Aの形での①保安林、②施業計画が作成されている民有林、③その他の民有林、④国有林という4つのケースに分けた明解なチェックリストが公表されているが、輸入材の場合は、個々のケースに対応した合法性証明についての情報が十分に提供されていないとの指摘があった。

(提言)

取組開始以来、蓄積してきた各国の様々な法令や事業の実態を活用、整理し、合法性をチェックするためのチェックリスト(Q&A)の充実を図るべきである。

イ) 持続可能性の定義

(現状認識)

現在のガイドラインでは持続可能性は「持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること」とされているが、実務的に利用可能な判断基準とはなっていない。

持続可能な森林経営の定義については、国際的にも様々な議論があり、統一した具体的な定義を確定するには困難な面があるが、一方で、日本の政府調達政策における持続可能な森林経営の定義を明確にすることは重要な意味を持つものである。なお、国産材の場合、日本の法令に応じて合法性が証明された場合、持続可能性が確保されていると言えないのか、さらに検討する必要がある、との指摘があった。

(提言)

①国連森林フォーラム(UNFF)、モントリオールプロセス、国際熱帯木材機関(ITTO)など国際的な議論も幅広く踏まえた上で、今

後持続可能な森林経営の定義の明確化に向けて検討をすべきである。

②また、①の結果に基づき、国産材も含めた各国の様々な法令や事業の実態に応じて、持続可能性が分かりやすく判断出来るチェックリスト（Q&A）を作成すべきである。この場合、証明方法の実務上の実行可能性を勘案しながら検討をする必要がある。

（2） 証明方法の信頼性向上につながる方策

（現状認識）

短期間に全国各都道府県に7000を超える認定事業体ができたことは、全国どこでも合法木材調達が概ね可能となったことを示すもので、これまでの取組の重要な成果であると言える。一方で、システム全体を考えたときに、どこでどんな認定団体が活動しているか全てを把握できる体制にないのは問題であるとの指摘があった。

また、認定事業体が発行した証明の中には、理解不十分のため、しつかりした根拠がない証明書の例も一部に見られた。

さらに、木材、木材製品は様々な用途に使用されており、複雑な建材の流通ルートを考えた場合、いわゆる木材業以外の流通業者（最終的な納材業者を含む）が木材、木材製品を含む建材の流通に重要な役割を担っているケースが多く、「業界団体認定」という仕組みだけでは、木材・木材製品の流通をすべてカバーできない面がある。

（提言）

ア) 証明方法の信頼性向上につながる運営上の努力

現在の合法木材供給事業体の集団をベースに置いた、今後の展開が必要であり、そのためには、一定のモニタリングを実施し、それに応じた研修の実施など指導普及を体系的に行い、信頼性を高めていく運営上のさらなる努力が必要である。

イ) 証明方法の信頼性向上につながるシステムの導入

上記の課題を念頭におくと、次の機能を持たせるため、認定業務の管理システムの導入を検討する必要がある。

①認定団体・企業独自の供給体制の把握、管理

認定団体・企業独自の取組の登録（登録のための基準、手続き）、情報開示、モニタリング、監査など

②認定団体・企業独自の供給体制への情報提供・啓発

事業体担当者の研修、ガイドラインの解釈についての解説など

なお、今後、第三者性の担保と効率性の維持のバランスをどのように取るかについても考慮の上、検討を進める必要がある。

ウ) 木材業以外の関係業界の参画の促進

木材業以外の建築材流通業などの参画などのため、企業独自の供給体制が幅広く活用される必要があり、このため関係業界に広く合法木材供給システムについての理解を普及する必要がある。

(3) コストの削減につながる方策

(現状認識)

国産材では合法証明の出発点となる伐採時の証明書発給に関して、伐区が小規模で分散している場合、大変手間がかかる状況となっている。また、分別管理が負担となるため、今のところ合法木材の供給に常時取り組めない事業体が多く、後追いの証明となっている例も見られる。

(提言)

- ①流通過程の負担を減らしていくためには、原料供給のほとんどが合法木材として供給出来る体制をなるべく早く構築することが必要である。そのため、a 国産材については国、地方自治体がまずは合法木材の供給に関し、積極的な対策をとる必要があり、b 輸入材では輸出国側へガイドラインに基づいた合法性証明木材の供給についてねばり強く要請していく必要がある。なお輸出国への対応については特に政府ベースの働きかけが重要である。
- ②また、中小企業の認定作業をサポートするためには、流通の中心となる事業者の役割が重要であり、当該事業者によって企業独自の取組が十分に活用される必要がある。

3. 需要者側への証明制度の普及と証明された木材・木材製品の利用推進方策について

(現状認識)

国や地方自治体で合法性が証明された木材・木材製品の調達が進みつつあるが、国の機関等にあっては、調達の際に合法木材を明確に指定している機関は、必ずしも多くはなかった。また、民間企業においては、一部に積極的に購入している場合があるが、まだ特定の企業に限られている現状にある。

(提言)

合法木材供給システムを維持発展させるためには、供給側に合法木材の実需が見えてくることが決定的に重要であり、国の機関等によるグリーン購入の徹底とともに、民間需要者に対する何らかのインセンティブを検討する必要があり、以下の事項を実施・検討すべきである。

- ①グリーン購入法による調達を進めるため、国・地方自治体・建築業者・建材納入業者を対象に、合法木材調達マニュアル（チェックリスト）等により一層の普及を図る。
- ②また、民間に広く合法木材の調達を進めるためには、優良な調達企業等の情報を収集し、公表するなど企業イメージを高めるための、表彰等の措置を検討する。
- ③以上のはか、合法木材調達に対するインセンティブとしては、例えば、a カーボンフットプリント、木づかいの環境貢献見える化など、木材・木質材料利用の環境貢献の基準に合法性を位置づけること、b 補助事業等の実施の際に合法木材使用を明確にすること、c 工事入札評価方法の中に合法木材の利用が反映されること、d 税制等の優遇措置を導入すること、等が考えられ、今後、幅広く検討する。

4. 供給者側への証明制度の定着と証明された木材・木材製品の安定供給方策について

(現状認識)

供給事業体数は増えたものの、全体として、まだまだ合法木材として供給されている木材・木材製品の量は少ない。そのこともあって、需要者から合法性の証明書の要求があつてから、後追い的に証明手続きをとり、証明書を発給している例も見受けられる。特に輸入材については合法性が証明されている事例が少ない。

(提言)

合法木材供給システムが普及するためには、合法木材が普通に市場に流通し、いつでもどこでも調達できる状況になることが必要である。そのために、以下のような取組が必要である。

- ①合法木材供給事業体は、常時合法木材を供給出来るような体制を整備する
- ②体制の整った供給事業体の PR 体制（製品紹介ページなど）を整える
- ③優良な供給事業体等の情報を収集し公表 PR して企業イメージを高

めるための措置をとる

- ④輸入材の合法証明手続きについて情報公開を進めるとともに、産地ごとのリスク評価に応じた証明方法も検討する必要がある。

5. 終わりに

これまで、違法伐採総合対策協議会の下で関係者が精力的に議論を行い、ようやくここに、その結果を提言として取りまとめることができた。

この提言内容に沿って、まず第一に、グリーン購入法の導入、ガイドラインの作成など、この仕組みを主導してきた関係行政機関において適切な対応が図られるとともに、木材・木材製品の供給、需要、消費に関わる広範な関係者においても更なる取組が進められ、合法性等の証明された木材・木材製品の一層の普及・利用拡大に努めていただくことをお願いしたい。

ここにまとめた提言は現時点での現状認識と改善の方向性を示すものであり、今後さらに得られた知見や経験に基づき、よりよい合法性等の証明の確立に向けて議論を継続していくことが必要である。

我々が目指す目標は、違法伐採を地球上から根絶し、合法木材のみが市場に流通する世界を作っていくことである。この大きな目標に向かって、関係者に更なる連携と努力をお願いするとともに、関係行政機関はもちろんのこと、民間に根ざした取組として益々広がりを増していくよう期待する。

(引用文献)

- 1)違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜サマリーステートメント
信頼性と普及可能性のある合法木材証明システムを求めて-
<http://www.goho-wood.jp/event/event5-report.html>
- 2)日本の Goho-wood の今後の展望と国際連帯（吉野正芳）G8 サミットに
向けた Gohowood 円卓会議報告書収録
http://www.goho-wood.jp/topics/doc/conference_report.pdf
- 3)平成 18 年度違法伐採総合対策推進事業総括報告書及び関連報告書
http://www.goho-wood.jp/kyougikai/report_h18.html
- 4)平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業総括報告書及び関連報告書
http://www.goho-wood.jp/kyougikai/report_h19.html

違法伐採総合対策推進協議会名簿

平成21年3月
(五十音順、敬称略)

氏名	所属(肩書き)
阿南 久	全国消費者団体連絡会(事務局長)
荒谷 明日兒	(財)林業経済研究所(所長)
石島 操	全国森林組合連合会(代表理事専務)
(座長) 大熊 幹章	東京大学(名誉教授)
大橋 泰啓	日本木材輸入協会(専務理事)
岡崎 時春	国際環境NGO FoE Japan(副代表理事)
尾蘭 春雄	(社)全国木材組合連合会(副会長)
上河 潔	日本製紙連合会(常務理事)
木本 健二	(社)日本建設団体連合会(常務理事)
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク(事務局長代行)
佐々木 宏	(社)住宅生産団体連合会(専務理事)
永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科(教授)
橋本 久幸	(社)日本家具工業連合会(専務理事)

計 13名

違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会名簿

平成21年3月
(五十音順、敬称略)

氏名	所属(肩書き)	
石島 操	全国森林組合連合会（代表理事専務）	○
大橋 泰啓	日本木材輸入協会（専務理事）	○
尾菌 春雄	(社) 全国木材組合連合会（副会長）	○
柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院（教授）	◎
上河 潔	日本製紙連合会（常務理事）	
川喜多 進	日本合板工業組合連合会（専務理事）	
絹川 明	(社) 日本林業経営者協会（専務理事）	
黒木 亮	日本集成材工業協同組合（専務理事）	
神足 勝浩	日本林業同友会（顧問）	
小浜 崇宏	熱帯林行動ネットワーク（事務局長代行）	
坂本 有希	(財) 地球・人間環境フォーラム（ファウンド・キャンペーン担当）	○
藤間 剛	(独) 森林総合研究所（国際研究推進室長）	○
中川 清郎	(社) 日本林業協会（専務理事）	
中澤 健一	国際環境NGO FoE Japan（森林担当）	○
中村 勝信	全国素材生産業協同組合連合会（専務理事）	
中山 義治	(社) 全日本木材市場連盟（専務理事）	
(座長) 永田 信	東京大学大学院農学生命科学研究科（教授）	
橋本 務太	WWF ジャパン（森林担当）	

計18名

○は「『今後の証明方法のあり方検討』小委員会」メンバー ◎は同座長

平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業

関係報告書一覧

1. 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

- (1) 国内の諸制度に関する調査報告書
- (2) ロシアイルクーツク州における現地調査報告書
- (3) インドネシア・マレーシアにおける海外現地調査報告書
- (4) 中国における合法性証明制度の実態調査報告書

2. 合法性・持続可能性証明システム検証事業

合法性・持続可能性証明木材供給検証調査報告書

3. 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

- (1) G8 サミットに向けた Goho-wood 円卓会議 – 「地球環境国際議員連盟（GLOBE INTERNATIONAL）と語る合法木材供給システムの将来」 – 報告書（日本語版）
- (2) Roundtable Meeting on the Goho-wood for the G8 Summit “Discussions with members of GLOBE International on Future Measures for a Legal Wood Supply System” Report
- (3) 違法伐採総合対策推進事業合法木材等推進シンポジウム報告書

* 上記は別添「平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業総括報告書（デジタル版）」に全文収録

林野庁補助事業

違法伐採総合対策推進事業
総括報告書

2009年（平成21年）3月

社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

TEL：03-3580-3215 FAX：03-3580-3226

URL：<http://www.zenmoku.jp>